

(案)

第三次香美市 子ども読書活動推進計画

～香美っ子の読み解く力が未来をひらく～

【令和2年度～令和6年度】



香美市教育委員会

は　じ　め　に

子どもの読書活動は言葉を学び、知性や感性を磨き、表現力、創造力を高め、人生を魅力的なものにするために欠くことのできないものであり、推進していくことは大変重要なことです。

しかしながら、パソコン、スマートフォンの普及による様々なコミュニケーションツールの広がりなど子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。そのような状況の中で読書は強制されるものではなく「読書が楽しい」と思え、自主的な読書活動を行うことが出来る、そのような環境を整備することは極めて重要な課題です。

本市においては平成23年3月に「香美市子ども読書活動推進計画」を、平成27年3月に「第二次香美市子ども読書活動推進計画」を策定し、様々な取り組みを実施してまいりました。

このたび計画の期間終了に伴い、これまでの取り組みの成果と課題を検証し、社会状況や子どもたちの読書状況の変化を踏まえ、「第三次香美市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後もこの計画に基づき、これまで以上に家庭・地域、幼稚園・保育園・学校、図書館等における取り組みの充実を図り、子どもが本に親しみ、読書習慣を身に付けられるよう、香美市の子ども読書活動推進に向けた取り組みを進めてまいります。市民の皆様ならびに関係諸機関の方々には本計画をぜひご一読いただき、子どもたちの読書活動の推進に一層のご理解、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

また、市立図書館におきましては、令和4年に新図書館開館を予定しており、図書館機能のさらなる充実を図り子どもたちの読書活動を一層推進してまいります。

最後に本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました「香美市子ども読書活動推進計画策定委員会」の委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました皆様、その他関係者の方々に心からお礼を申し上げます。

香美市教育委員会

目 次

第1章 第三次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 子どもを取り巻く環境と子どもの読書活動の意義	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の位置付け	3

第2章 これまでの取り組み・成果と課題

1 家庭・地域における取り組み・成果と課題	4
2 幼稚園・保育園・学校における取り組み・成果と課題	6
(1) 幼稚園・保育園	6
(2) 小学校・中学校	7
3 図書館における取り組み・成果と課題	12

第3章 第三次計画の基本的な考え方

1 計画の目標	15
2 基本方針	15
3 計画の対象	16
4 計画の期間	16

第4章 第三次計画推進のための取り組み

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	17
2 幼稚園・保育園・学校における子どもの読書活動の推進	20
(1) 幼稚園・保育園における取り組み	20
(2) 学校における取り組み	21
3 図書館における子どもの読書活動の推進	24
4 普及啓発活動	26

第5章 計画の推進に向けて

1 総合的な取り組みに向けた関係機関との連携	27
2 効果的・効率的な計画の推進	27
3 財政上の措置	27

【参考資料】

●香美市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	30
●香美市子ども読書活動推進計画策定委員	32
●香美市子ども読書活動推進計画策定経過	33
●小中学校における読書活動の現状	34
●香美市子どもの読書活動に関するアンケート調査	36
●子どもの読書活動の推進に関する法律	59
●文字・活字文化振興法	62

第1章 第三次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 子どもを取り巻く環境と子どもの読書活動の意義

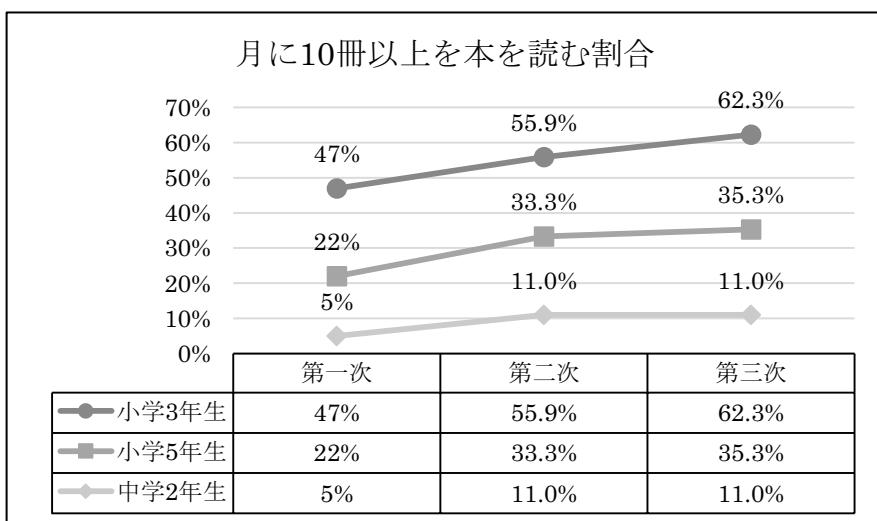
情報化社会の中でテレビやゲームだけでなく、パソコン、スマートフォンやタブレット等の普及により利便性が高まり、インターネットやSNSは子どもたちに身近なものとなりました。その反面、子どもの文字・活字離れや読書離れが進んでいることも事実です。

本市の小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査^{*1}において、学校・家庭での読書が「月に10冊以上」と答えた割合が第三次アンケート調査では、小学3年生が62.3%、小学5年生が35.3%と第二次アンケート調査時よりそれぞれ増加し、中学2年生は11%と横ばいという結果になっています。この結果からも、本をたくさん読む子どもが増え、今までの取り組みの成果が現われていると言えます。しかし学年が上がるにつれて、勉強や習い事、部活動等で忙しくなり本を読む子どもの割合は減少しています。(図1)

子どもは読書によって自分自身の考えを確かめたり、高めたりする体験を持ちます。この体験を通じ、考える習慣を持ち、豊かな感性を磨き、社会の激しい変化に対し主体的に対応していくための生きる力や思いやりの心を身につけることができます。

子どもが自ら読書を楽しむ習慣を身に付けるためには、乳幼児期における読み聞かせ等、子どもの発達段階に応じた読書への働きかけを家庭・地域・図書館・学校・関係機関が一体となって推進していくことが必要です。

図1



*1 第一次アンケート調査 平成21年10月実施 第二次アンケート調査 平成26年6月実施
第三次アンケート調査 平成30年11月実施

2 計画策定の背景

子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成 12 年を「子ども読書年」とすることが決議され、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律^{*2}」が公布・施行されました。この法律に基づき、平成 14 年 8 月に国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、その後平成 20 年、平成 25 年に第二次、第三次計画が、平成 30 年 4 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が第四次基本計画として策定されています。各都道府県はこの計画を基本として「子ども読書推進計画」を策定すること、市町村は国や県の計画を踏まえて「子ども読書活動推進計画」を策定することとされています。

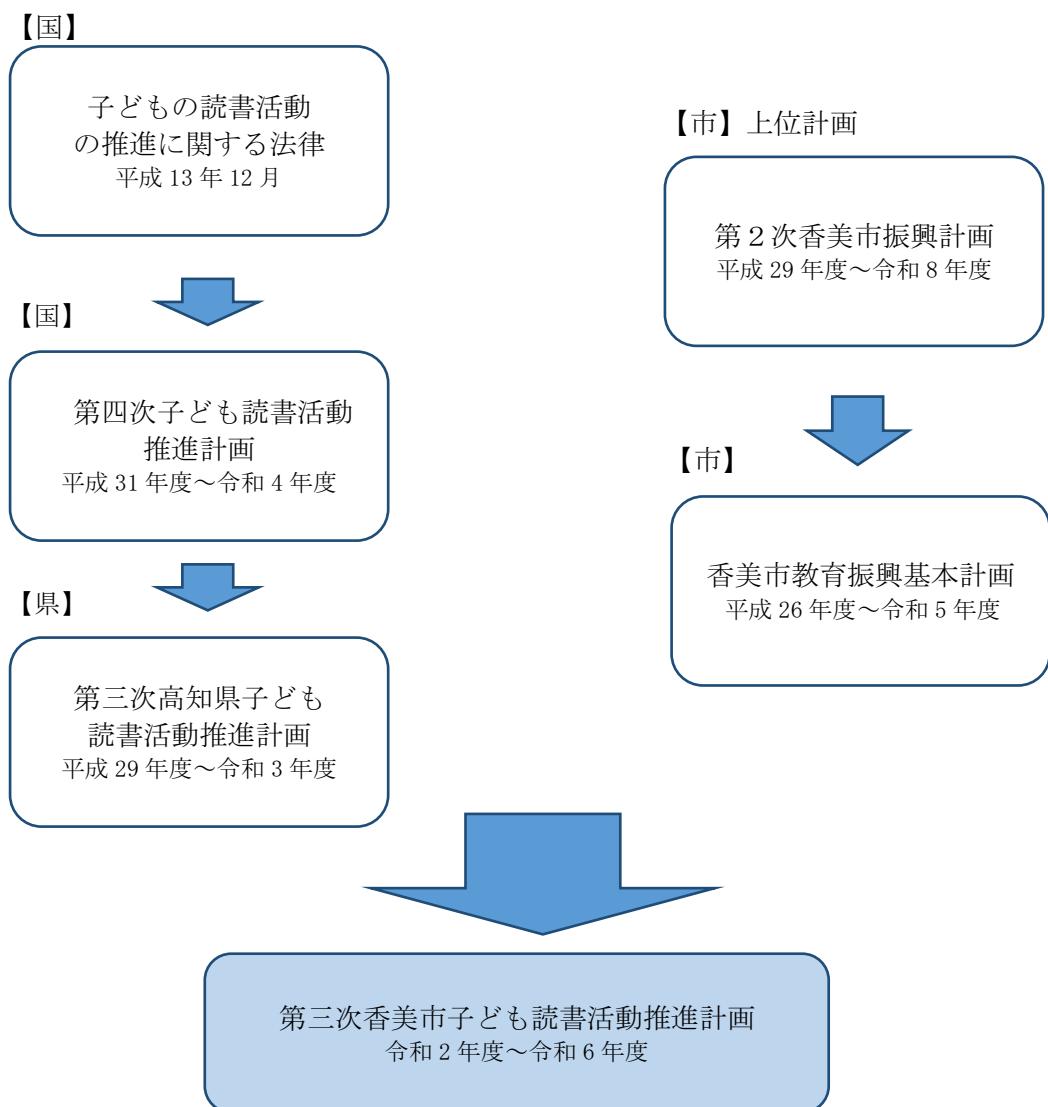
高知県においては、平成 18 年 11 月に「高知県子ども読書活動推進計画」が策定され、さらに平成 23 年 10 月に「第二次高知県子ども読書活動推進計画」が、平成 29 年 2 月に現在の計画である「第三次高知県子ども読書活動推進計画」が策定されています。現在の計画では「自主的に読書活動に取り組む子どもを育てる」、「情報を読み取り活用する子どもを育てる」、「あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境をつくる」の 3 つの基本目標を掲げています。

本市においては、平成 23 年 3 月に「香美市子ども読書活動推進計画」～読書がひらく香美っ子の未来～（以下「第一次計画」）、平成 27 年 3 月に「第二次香美市子ども読書活動推進計画」よむよむ香美っ子～生きる力を育む応援プラン～（以下「第二次計画」）を策定し、その取り組みを進めてきました。第一次計画、第二次計画の成果と反省を踏まえ、今後の 5 年間の新たな子どもの読書活動の推進に関する施策と取り組みを「第三次香美市子どもの読書活動推進計画」として策定します。

^{*2} 子どもの読書活動の重要性に鑑み、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう積極的に読書環境の整備を図るために制定された法律。

3 計画の位置付け

本計画は「子ども読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定するものです。また、「第2次香美市振興計画」及び「香美市教育振興基本計画」を上位計画とし、関連する計画との整合性を図りながら子ども読書活動に関する施策を推進していきます。



第2章 これまでの取り組み・成果と課題

本市では、第一次計画（平成22年度～平成26年度）、第二次計画（平成27年度～平成31年度）を策定し、それぞれの計画を基に子どもたちが読書を通してふるさとを思い、心豊かに、たくましく成長できるよう、家庭・地域、幼稚園・保育園・学校・図書館等がそれぞれの役割の元、連携・協力し、子どもの読書環境の整備や読書活動の推進を図ってきました。

第三次計画の策定にあたり、それぞれの分野においてこれまでの取り組み・成果と課題を分析しました。

1 家庭・地域における取り組み・成果と課題

家庭において子どもが読書に親しむための情報提供や、地域で子どもと本をつなぐことができるよう、環境づくりに取り組んできました。

イベントを通じ、読書習慣の重要性の啓発、子どもの読書に関わる人たちの交流の場づくり、高齢者施設や地域の行事に参加するなど本の楽しさを共有し、社会性や豊かな心を育む場をつくってきました。

■ 子育て支援

読書ボランティアによる子育て支援センターでの定期的な読み聞かせを行っています。また子育て支援センターに図書館から児童書、子育て関連図書を長期に貸出し、利用者が手に取れるようにしています。

生後4ヶ月の健診と併せて行うブックスタート事業を令和元年度から実施しています。図書館職員と読書ボランティアが絵本を介した親子のコミュニケーションの大切さを伝え、年齢にあった本を紹介するブックリストと絵本のプレゼントを行っています。読み聞かせを行うきっかけとして広く認識されるように継続的な実施が必要です。

■ 地域や施設行事への参加

高齢者施設（高齢者サービス）や地域の行事に参加し、子どもたちとお年寄りが本の楽しさを共有し、社会性や豊かな心を育む環境づくりに努めました。

図書館まで遠い地域でも読書の機会を無くさないように地域の施設への巡回図書を実施しています。また、放課後児童クラブに対して図書館から図書を貸出し、図書館以外でも子どもたちが本にふれることのできる場所を提供しています。

■ 読書ボランティア

読書ボランティアの方々に対して読み聞かせの研修会を開催するなど活動の支援を行つてきました。選書のアドバイスやさまざまな情報を共有し、読書ボランティアの充実を図っています。読書ボランティアの選んだ読み聞かせ本コーナーを市立図書館内に設置し、読み聞かせをする本を選ぶ際の参考に利用されています。

【今後の課題】

子どもが本に親しむ機会を増やすためには、保護者の読書に対する興味・関心を高めることも重要です。ブックスタートによる本のプレゼントを通して保護者へ読み聞かせの楽しさや大切さを伝えるとともに、その後の図書館の利用促進に繋げていくことができるよう事業の周知と継続が求められます。

ゲーム機やスマートフォン、タブレット端末の普及により家庭での過ごし方は大きく変化してきています。読書以外の娯楽がある中で、家族みんなで読書に親しむ習慣を作ることができるよう、読書の楽しさや大切さを伝えていく必要があります。そして幼い頃から本とふれあう習慣を持つことで生涯にわたって読書に親しむ第一歩となります。

地域には図書館のほか、子育て支援センター、児童クラブなど本に親しむことのできる身近な施設があります。読書ボランティア等と連携・協力し、地域での読み聞かせなどの機会を増やし、本にふれる機会を増やす取り組みが大切です。

読み聞かせを行っている読書ボランティアについては人数の確保、読み聞かせの技術向上、選書などに関しての継続的な研修や講座の実施が課題です。

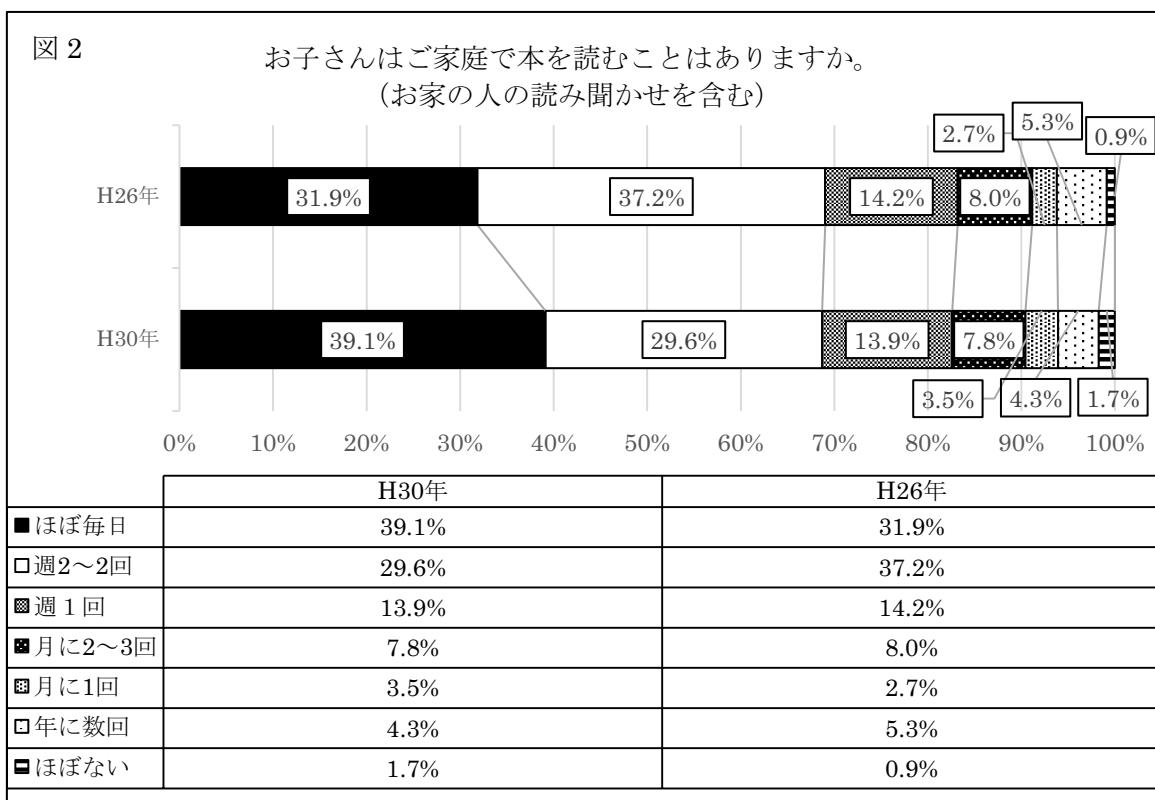


2 幼稚園・保育園・学校における取り組み・成果と課題

(1) 幼稚園・保育園

幼稚園・保育園では、幼稚園教諭や保育士、ボランティアによる絵本の読み聞かせを積極的に行い、絵本の楽しさにふれる機会をつくっています。幼稚園・保育園に対して行ったアンケート調査によると、第二次アンケートから引き続き全ての幼稚園・保育園において読み聞かせが行われています。幼稚園・保育園では、8施設中1施設で図書室が、6施設で図書コーナーがそれぞれ設置されており、いつでも身近に本があり、豊かなおはなし体験ができるよう工夫されています。

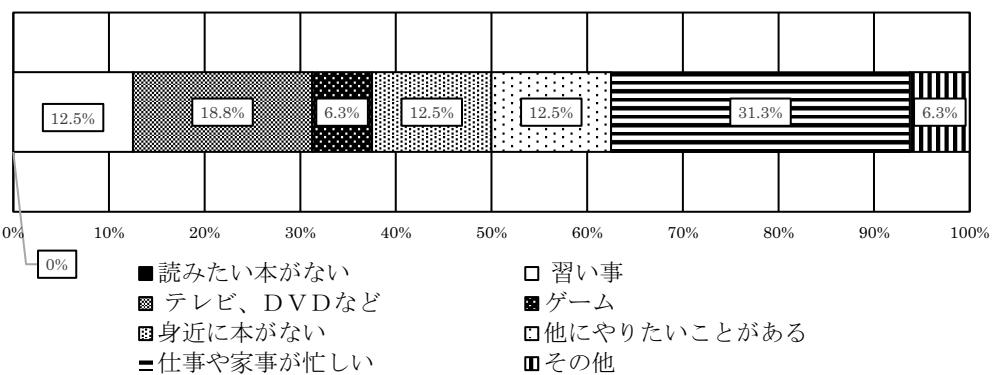
また、保護者に対して行ったアンケート調査によると、家庭での読書を「ほぼ毎日」と「週2~3回」と回答した家庭の割合は全体のおよそ7割であり変化はありませんが、「ほぼ毎日」と回答した割合が31.9%から39.1%に増え、家庭で本を読む習慣が充実してきていくと読み取れます。(図2)



残りの約3割の家庭については、本を読まない理由として「他にやりたいことがある」との回答がもっとも多く、子どもがテレビやDVDを見たり、ゲームやタブレットを使用したりすることを好むため、読書の時間が取れていない状況にあると思われます。(図3)

図 3

本を読まない（読めない）理由は何ですか。（複数回答可）



【今後の課題】

子どもの読書に対する関心を高めるためには、年齢や発達に応じた選書や読み聞かせが大切です。布の絵本など、本の内容だけではなく触って楽しい、めくる事が楽しいといった年齢でもある幼稚園・保育園では本の傷みが早く、買い替えのサイクルも早くなります。そのため継続的に新しい本を買うための予算確保が必要となってきます。

家庭では保護者が仕事や家事で忙しく読み聞かせの時間が取れない、または他の遊びをすることによって読書の時間が確保できないなどの状況下で、家庭での読み聞かせの大切さを保護者に啓発し、本にふれる時間を確保してもらうことが重要です。

また、幼稚園・保育園の先生も異動等で新しい先生との入替わりが生じるため、研修会などを継続的に行い、読み聞かせや選書に関するスキルアップを図る必要があります。幼い子どもたちへの読み聞かせの場合、1対多数での読み聞かせが難しく、1対1もしくは1対少数の読み聞かせとなると、読み手の人数確保も課題となります。

（2） 小学校・中学校

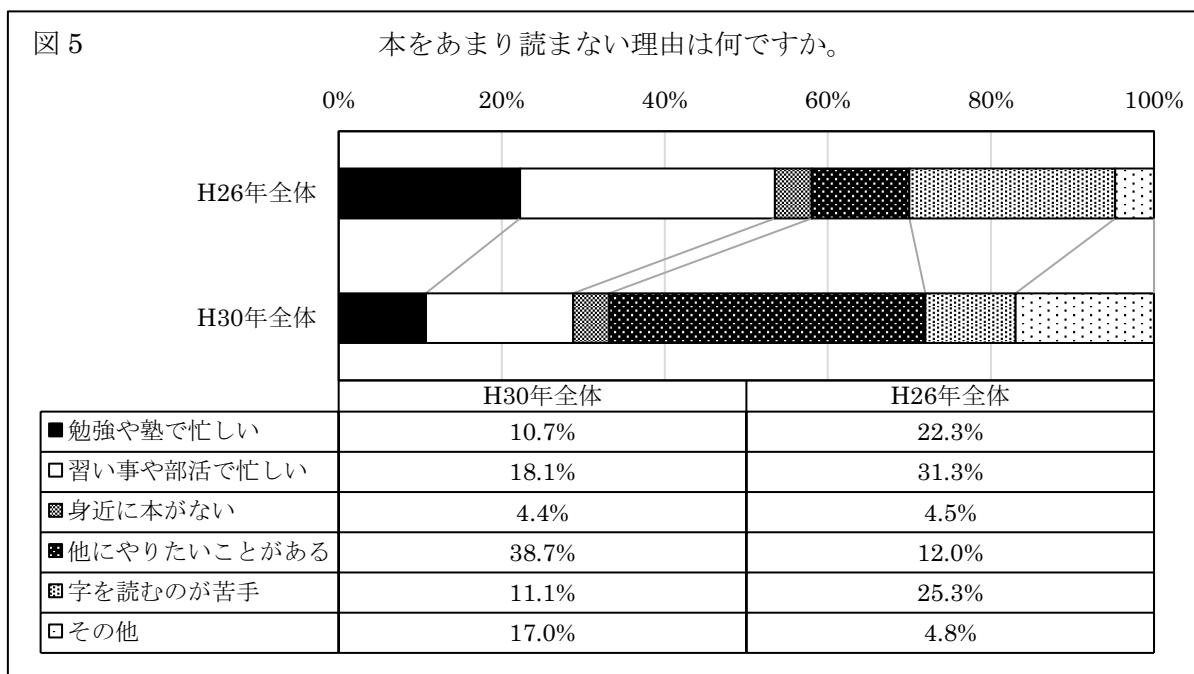
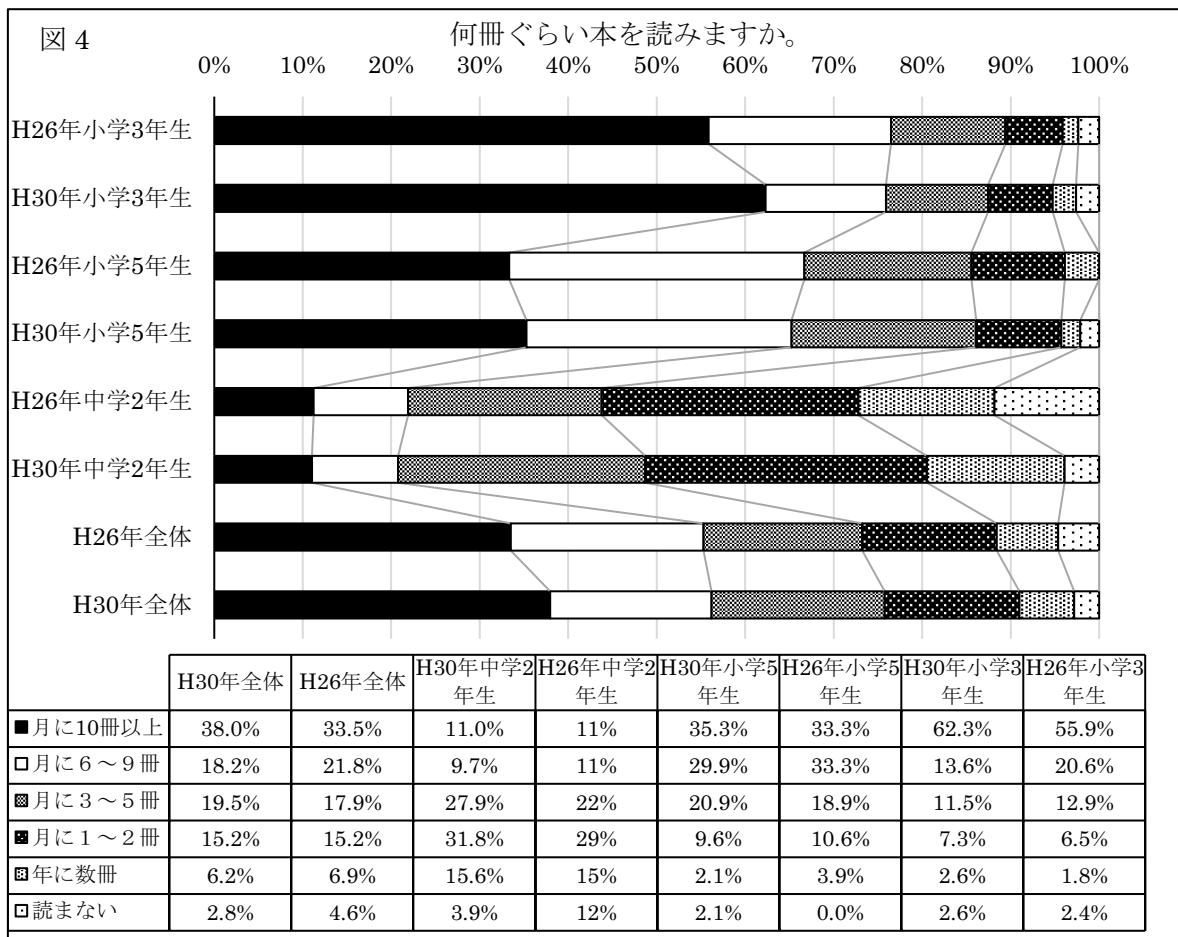
■ 読書活動の充実について

学校においては朝の一斉読書の継続的な実施や読書ボランティアによる読み聞かせを定期的に行い、読書に対する興味・関心を高めることができるよう努めています。

アンケート結果では「何冊ぐらい本を読みますか」という質問に対して、中学2年生の「読まない」と回答した割合が12%から3.9%に大きく減少しています。全体では月に1～2冊以上読んでいる割合が増えて、「年に数冊」、「読まない」と回答した割合が減っています。（図4）

「本を読まない理由は何ですか」という質問に対して、「他にやりたいことがある」と回答した割合が12.0%から38.7%と大きく増加しているため、他にやりたいことがある中で読書の時間を確保することが課題となっています。（図5）この年代の子どもたちが読書への興味・関心を持つためには、テレビドラマ化や映画化された作品の原作本や話題の人物

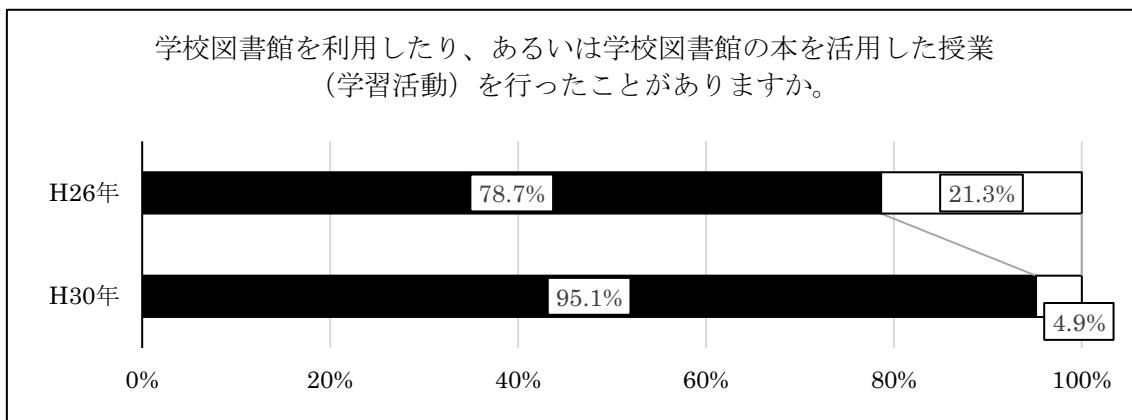
に関する本を紹介するといった、本と子どもたちをつなぐことができるような工夫が必要です。



■ 情報活用能力の育成について

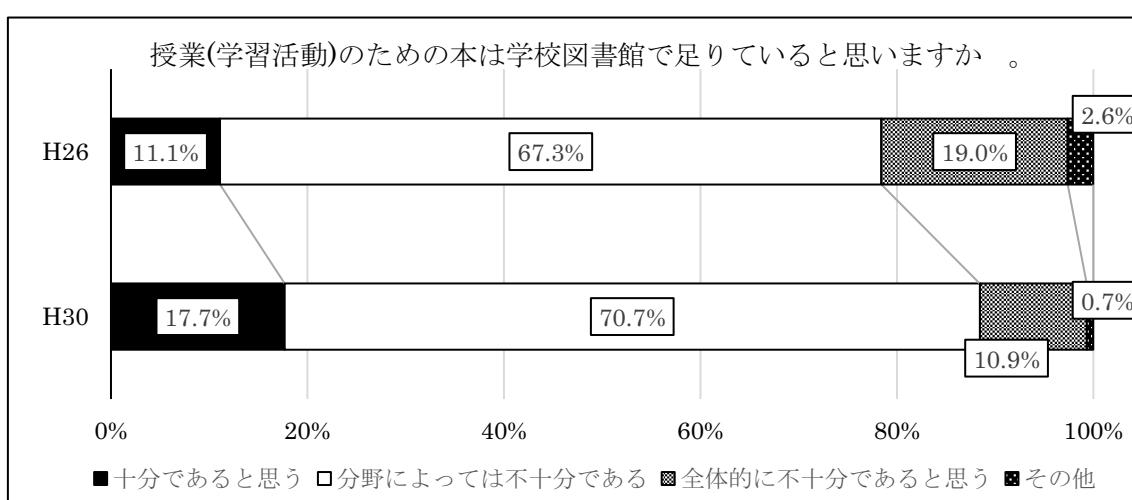
学校図書館年間計画を作成し、学校図書館を効果的に活用することによって、各教科・
道徳・特別活動・総合的な学習の時間に調べ学習^{*3}や多様な学習活動を展開し、情報活用能
力の育成が図られてきました。小・中学校教員アンケート調査結果を見ると「学校図書館
を利用したり、あるいは学校図書館の本を活用した授業（学習活動）を行ったことがあり
ますか。」という質問に対し「はい」と回答した割合が 78.7%から 95.1%と増加し、学校
図書館の活用がなされていると分析できます。（図 6）また、市立図書館から各学校に貸出
しを行い、学校図書の本以外にも様々な本にふれる機会を提供しています。

図 6



授業（学習活動）における関連図書については、「十分であると思う」が 11.1%から 17.7%
と増加した一方で、「分野によっては不十分である」が 67.3%から 70.7%に増えています。
学校図書館の利用をやすやすためにも、今後も現場のニーズに合わせた資料の充実が求めら
れます。（図 7）

図 7



*3 子どもが自分自身の力で課題を設定し、計画を立てて解決する、自ら学び自ら考える自主的、自発的な
学習の方法

公立図書館の団体貸出制度^{*4} 利用については、「利用したことがある」と回答した割合が70.9%から 74.7%に増え、多くの利用がなされているといえます。そして、主に教科や総合的な学習時間に活用されていることがわかります。(図8・図9)

図 8

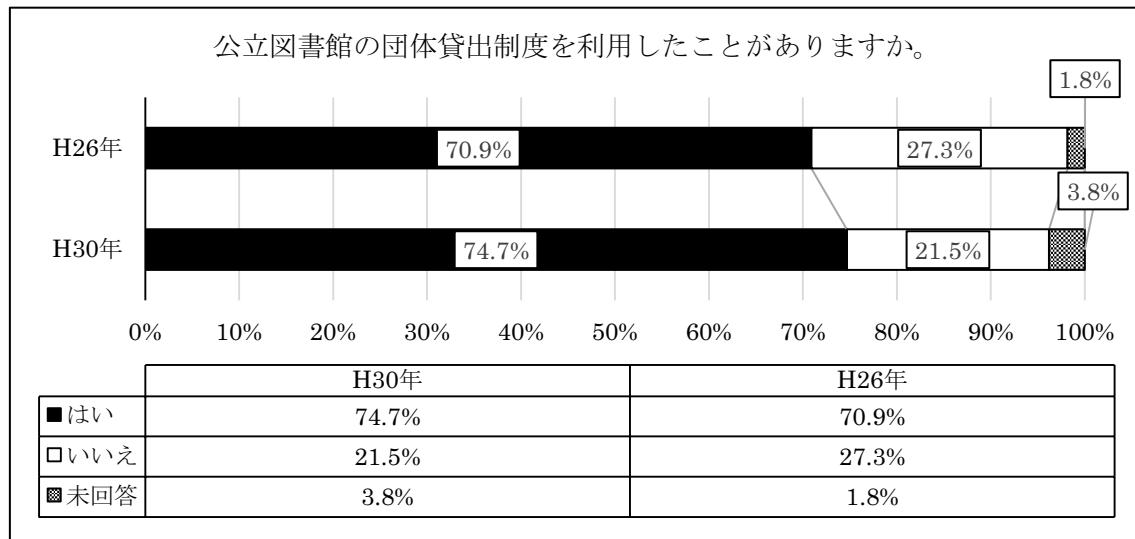
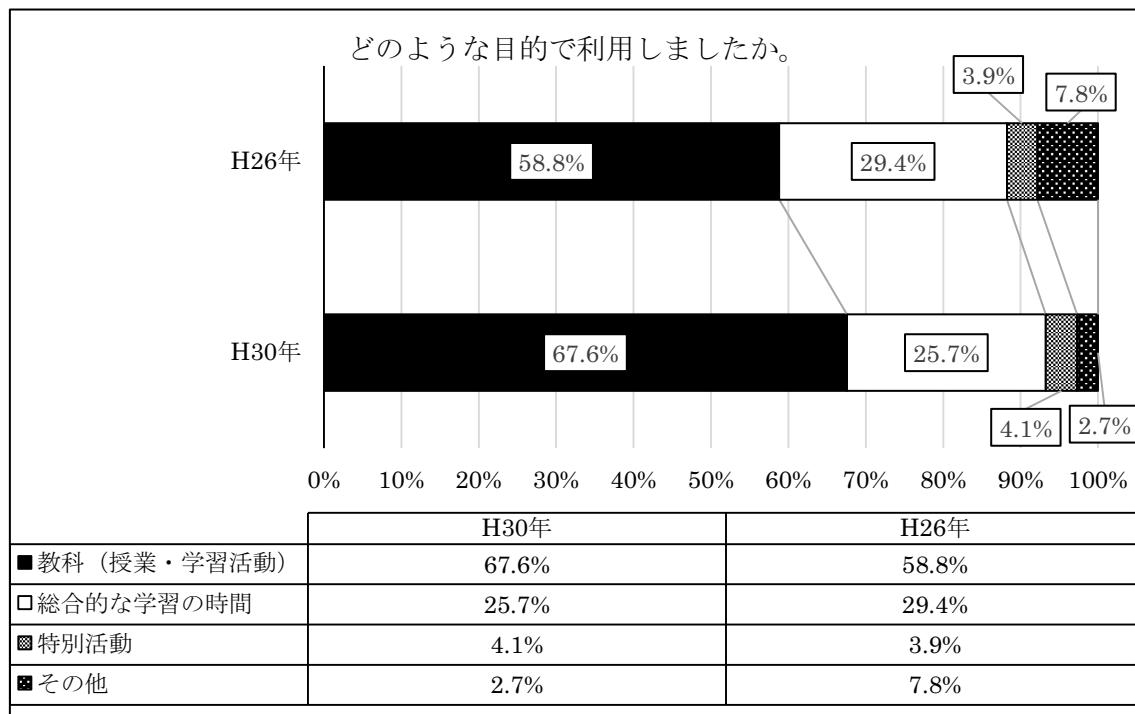


図 9



^{*4} 幼稚園、保育園、小中学校、子どもと本を結ぶ活動を行っている団体等への支援として、児童書を中心とした資料をまとめて貸出す制度。

■ 学校図書支援員^{*5}配置の充実

各学校においては図書担当教諭、図書支援員により、学校図書館の環境整備を進め、学校図書館を活用した教育活動や読書活動の推進を行うとともに、子どもの読書支援活動の取り組みが図られました。

また各学校の支援員で連絡会を開き、情報や各学校での取り組みを共有しています。しかしながら支援員の全校配置（各学校 1 名）や、支援員の常勤化の要望など、引き続き課題があげられています。また、非常勤の図書支援員の入替わりもあり経験の浅い支援員に対しての研修等によるサポートも課題となっています。

■ 資料の充実

学校図書館図書標準^{*6}の達成状況は、香美市内の小中学校（小学校 7 校、中学校 3 校）中、小学校全校、中学校 1 校が達成している状況です。標準に達している学校においても、古い本が多く教科に対応できない図書があり、除籍作業を含めた本の入替えが必要になっています。

学校図書館標準達成率（%）

	小学校	中学校
香美市	100%	33. 3%
高知県	59. 4%	38. 5%
全国	66. 4%	55. 3%

（平成 28 年度「学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）」結果より）

■ 蔵書のデータベース化（学校図書館の情報化）

第二次計画策定時にはシステムの導入校は 2 校のみで、他 8 校は、従来の図書カード・原簿作成・エクセル原簿等での管理をしていました。全校での蔵書のデータベース化は早急な課題でしたが、平成 30 年度に小学校全 7 校のデータベース化が完了し、令和元年度から令和 2 年度にかけて中学校全 3 校に関してもデータベース化が完了する予定となっています。

■ 読書ボランティアとの連携

保護者や地域住民による読書ボランティアと連携し、読み聞かせ活動を積極的に取り入れ、読書意欲の向上を図ってきました。

*5 学校図書館の充実及び積極的な活用を図るために、本市の小・中学校に配置された職員のこと。

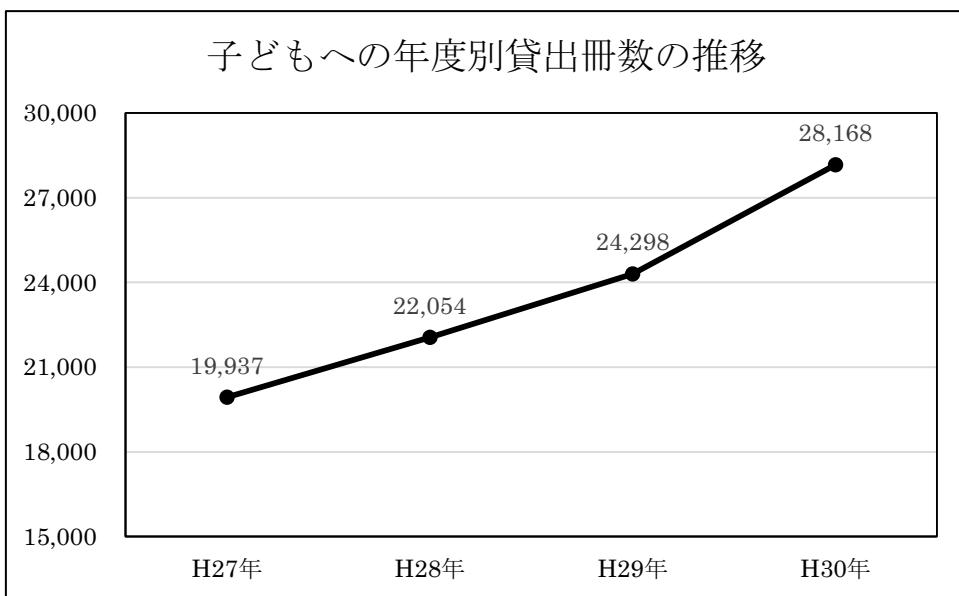
*6 学校図書館の図書の充実と児童・生徒の健全な教養を育成するため、文部科学省が平成 5 年に定めたもので、学校図書館の図書の整備を図る際の目標冊数を示したもの。

3 図書館における取り組み・成果と課題

■ 図書館資料の整備・充実

乳幼児資料・ヤングアダルト^{*7}資料が不足しており、資料費全体での調整の中、資料の購入を進めてきました。子ども（0～18歳）への貸出冊数は全体的に増加傾向にあり一定の成果が見られているといえます。（図10）

図10



引き続き現在の蔵書の整理、長年読まれている資料の買い替え、新たな資料の購入を同時に進めていき、各年代の子どもが興味・関心を高められるように資料の充実を目指します。

また、令和4年の開館を目指し新図書館の建設が進められています。新図書館では一般図書・児童図書を含め蔵書スペースが拡充予定となっており、それに伴い一層の資料の充実が求められ、それに応じた予算確保が課題となります。

■ 読書ボランティア養成講座の実施

学校や地域で子どもたちに読書ボランティアをされている方向けに、県の委託事業等を活用した読書ボランティア養成講座を実施しています。読書ボランティアからも要望があり今後も講座の継続が望まれます。

^{*7} 中高生など、子どもと大人の中間に位置する年代の呼称で、主に図書館界や出版界で使用する。YAと略す。

■ 子ども司書養成講座の実施

次世代の読書リーダーの育成を目的とし小中学生を対象とした子ども司書養成講座を実施し、毎年20名程度の受講希望者を受け入れています。講座を受講した子どもたちによって学校図書館の環境整備や読書活動が推進され、学校図書館を利用する子どもや本の貸出数の増加が期待されます。今後も継続して講座が実施できるように内容の見直し等を含め、内容の充実を図る必要があります。

■ 主催事業（イベントの開催）

図書館に来館する機会をつくり、利用者の拡大を図ってきました。季節ごとにイベントを開催し、子どもたちと本を結ぶ活動を行ってきましたが、さらなる内容の充実及び参加者増に努める必要があります。

【香美市立図書館実施事業】

- ・3館合同図書館まつり
- ・夏休みおはなし会
- ・「秋の読書週間」秋のおはなし会
- ・香北地区文化展おはなし会
- ・物部地区文化展おはなし会
- ・英語で楽しむクリスマス会
- ・バレンタインおはなし会

■ 学校との連携

学校との連携による出前講座^{*8}、中学生の職場体験、学習としての図書館見学、図書館司書による読み聞かせの実施など、本と出会い、親しむ機会の充実や図書館を身近に感じるための取り組みが進みました。また、小学校では、図書支援員と連携し、各教科、総合的な学習の時間等での積極的な図書館活用が進み、教科関連図書の貸出しが充実してきました。

■ ブックスタート

香北分館では「どんぐりの会^{*9}」を開催し、テーマにそったプログラムを組み、手遊び、わらべ歌、読み聞かせなどの活動を継続して行っています。

本館では、4ヶ月健診時に年齢にあった本を紹介するブックリストと本のプレゼントを行っています。乳幼児にとって本に出会うきっかけを、保護者にとっては子どもの読書についての理解を深めてもらうように今後も継続して実施していく必要があります。

また、その後の図書館利用につながるように赤ちゃん絵本や子育て本の充実など利用しやすいコーナーづくりが求められています。

^{*8}図書館職員が学校を訪れて、市立図書館の利用の仕方を説明したり、ブックトークや読み聞かせ等を行う。

^{*9}乳幼児と保護者のためのおはなし会

■ 相互貸借制度

利用者のニーズに応えるため、県立図書館や県内外の図書館等から本を借り受けることができる相互貸借制度を利用しています。これにより香美市立図書館が所蔵していない資料であっても利用者の求める資料・情報を提供することが出来ます。利用者にも年々浸透してきており、今後も相互貸借制度の積極的な利用を進めています。

■ 他機関との連携

① 高知工科大学との連携

高知工科大学附属情報図書館との相互協力の協定を結んでおり、毎年長期貸出本（約130冊）の提供を受け蔵書の充実が図られています。令和元年度からはこれまでの長期貸出本に加え、幼稚園・保育園向け長期貸出本（約70冊）の新規提供を受け、要望のあった幼稚園・保育園にアウトリーチサービス^{*10}として巡回図書を行う予定です。

また、高知工科大学附属情報図書館要覧の配布や、相互貸借制度を利用した蔵書の貸出し、インターンシップの受入れ等の連携を行っています。

② 高知県立図書館との連携

移動図書館の巡回により本を借受け、図書館内にコーナーを設置して利用者に提供しています。

主催事業等の支援においては、県立図書館からの講師派遣により充実した研修・講座の実施ができます。また、県立図書館主催の研修に積極的に参加し、児童サービスに関する知識・技術の習得、本の展示方法や選定、レファレンスサービス^{*11}等について図書館職員の資質の向上に努めています。

■ 新図書館について

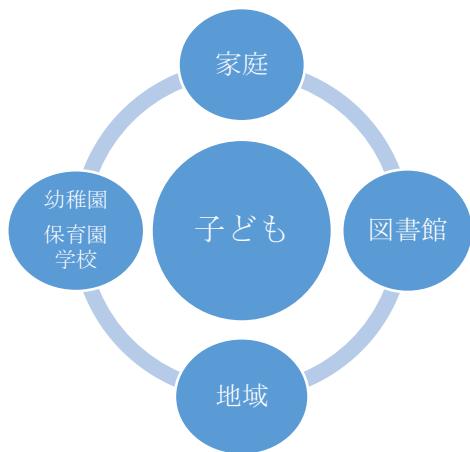
令和4年の開館を目指し、新図書館の建設が進められています。建物の延べ床面積も拡大し、蔵書冊数も増え、各世代に応じた資料の充実や、読み聞かせを行う「おはなしの部屋」の設置など、図書館機能を充実させ子どもの読書活動を推進するとともに、どの世代にも利用しやすい図書館を目指します。

*10 公的機関、公共的文化施設などが行う地域への出張サービス。

*11 利用者の相談に応じ必要とする資料や情報を提供し、学習や調査・研究の支援を行うサービス。

第3章 第三次計画の基本的な考え方

第2章において示された取り組み・成果と課題・情勢の変化などを踏まえ、第二次計画の内容を基本とし、その整理を行い、家庭・地域、幼稚園・保育園・学校、図書館がそれぞれの役割を認識し、相互の連携・協力のもと本市の子どもの読書活動の推進に取り組むものとします。



1 計画の目標

香美市の子どもたちが、読書活動を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、より深く生きる力を身に付けることを目的とし、「～香美っ子の読み解く力が未来をひらく～」をキャッチフレーズにあらゆる機会と場所において充実した読書活動を行うことができるよう読書環境の整備を図ります。

2 基本方針

第三次計画では新たに次の3つの基本方針により子どもの読書活動を推進します。

◆ 子どもたちが読書に親しむための機会の充実

子どもたちと本をつなぎ、読書に親しみを持つきっかけとなるように機会の提供とその充実に努めます。

◆ 子どもたちが読書を楽しむための環境を整備

子どもを取り巻く読書環境の充実のために、資料の充実はもとより、施設・設備や人的環境の整備に努めます。また、家庭・地域、幼稚園・保育園・学校、図書館がそれぞれの立場で支援しつつ、相互に連携・協力して子どもの読書活動を支えていくように努めます。

◆ 子どもたちの読書活動への理解と関心の普及

子どもの読書活動に关心や理解を示し、その意義や重要性について普及、啓発を図ります。

3 計画の対象

本計画の対象は0歳からおおむね18歳までのすべての子どもとします。

4 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

第4章 第三次計画推進のための取り組み

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

（1）家庭・地域における取り組み

生活の基本の場である家庭は、子どもが最初に本と出会うことができる場所です。乳幼児期における絵本を介した語りかけや読み聞かせの体験は読書習慣を身に付ける上で大きな役割を担います。また、読み聞かせを通じたふれあいは親子の心のつながりを深め、聞く力を養い、豊かな言葉を獲得し、健やかな心の成長を育みます。子どもの発達段階に応じて読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだり、日常生活の中で本に親しむ環境づくりをする工夫が大切です。乳幼児期から本にふれることでその後の自主的な読書活動の基盤になり、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けることができます。

また、身近な大人が積極的に読書に親しみ、家族で本の感想を語りあうことで子どもが読書に興味を持つきっかけとなり、その後の継続的な読書活動へつながっていきます。

家庭や地域において子どもが、読書に親しむ環境をつくるために、さまざまな場や機会をとらえ子どもに働きかけるだけでなく、保護者など周囲の大人に対しても子どもの読書活動の重要性について理解を促す取り組みを進めます。

【施策の方向】

- 保護者に対する読書活動への理解の促進を図ります。
- 家族で一緒に楽しむ読書習慣の環境づくりの支援を充実します。
- 子どもも大人も本に親しむことのできる事業を行います。

【主な施策と具体的な取り組み】

No.	施策	具体的な取り組み	関係機関等
1	保護者に対する読書活動への理解の促進	① 子育て支援センターでの本との出会いづくり、本の貸出し ② ブックスタート事業（絵本のプレゼント） ③ 読み聞かせ講座の実施 ④ 家庭での読書の大切さを学ぶ講座の開催 ⑤ 学校・幼稚園・保育園だよりによる保護者への啓発活動の実施 ⑥ 香美市でのイベントやホームページ、フェイスブック、図書館だより等を利用した広報活動	子育て支援センター 図書館 図書館 健康介護支援課 学校、幼稚園 保育園 図書館 学校 幼稚園 保育園
2	家庭における読書活動への支援	① 親子読書の推進 ② 子育て本コーナー、読み聞かせ本コーナーの設置 ③ 年齢に応じた本の充実、情報提供と貸出しの実施	学校、幼稚園 保育園 図書館
3	地域における読書活動への支援	① 様々なイベントでの読み聞かせ、PR活動の推進 ② 読書ボランティア「おすすめ絵本」のまとめ ③ 放課後児童クラブでの読み聞かせ	読書ボランティア 図書館 読書ボランティア 図書館 読書ボランティア

(2) 読書ボランティアとの協働及び活動支援の取り組み

読み聞かせボランティアの団体が幼稚園・保育園・小中学校で読み聞かせ活動を行っています。そのほか、イベント・子育て支援センター・保育園・高齢者施設等から依頼があり、活動の幅も広がっています。

また、各学校での読み聞かせボランティア団体を中心とした香美市読書ボランティアネットワークも結成され、代表者を中心に活動しています。子どもに本の楽しさを伝えるボランティアの役割は大きく、図書館・学校をはじめ関係機関においてボランティアとの協働や、読書ボランティアの活動支援の取り組みを一層進めます。

【施策の方向】

- ボランティアとの協働事業の推進を図ります。
- ボランティアの養成及び活動支援の充実に努めます。
- ボランティア活動に関する情報収集及び情報発信に努めます。

【主な施策と具体的な取り組み】

No.	施策	具体的な取り組み	関係機関等
1	ボランティアとの協働の推進	① 事業の開催 図書館まつり、ハロウィンおはなし会等	図書館、幼稚園 保育園、学校 放課後児童クラブ
2	ボランティアの養成及び活動支援の充実	① 読み聞かせ講座の開催 ・技術の向上 ・年齢に応じた本選び ・ボランティア同士の交流 ・著作権、法律 ② 読み聞かせ本コーナーの設置・貸出し	図書館
3	ボランティアネットワークの充実	① ボランティア団体同士の連携の強化・活動の充実	学校、幼稚園 保育園、図書館

2 幼稚園・保育園・学校における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育園における取り組み

乳幼児期の読書活動は、言葉を理解し、知識を習得するために必要であり、本の世界を楽しむことで、創造力や感性が豊かになり子どもの心の成長に大きな影響を与えます。

幼稚園・保育園では、幼稚園教諭や保育士による絵本の読み聞かせが日常の教育・保育活動の一環として行われ、読み聞かせを通して言葉を学び、健やかな心が育まれます。集団生活の中での読み聞かせは、家庭とは違う雰囲気で、多くの友だちとの一体感の中で本の世界を感じることができます。

日々の様々な活動の中で積極的に読書活動を取り入れ、子どもたちの読書への興味・関心を持つてもらえるように推進します。

また、子どもが自由に本を手に取れるよう、図書コーナーの充実を図るとともに、幼稚園・保育園での読書体験が、家庭での読書活動につながるよう、読み聞かせの意義や大きさについて、保護者への啓発に努めます。

【施策の方向】

- 子どもたちが読書活動に親しむ機会をつくります。
- 図書コーナーの充実等子どもの読書環境の整備・充実を図ります。
- 保護者への読書活動の意義や大きさを積極的に伝えます。
- 本の貸出しを通して、親子で本の世界を楽しめる機会をつくります。
- 読書活動における教諭や保育士の資質の向上を図ります。

【主な施策と具体的な取り組み】

No.	施 策	具体的な取り組み	関係機関等
1	読書の楽しさにふれる機会の充実	<ul style="list-style-type: none">① 読み聞かせの継続と充実② 図書資料を活用した活動の充実 (園外活動、劇遊び等)③ 読書ボランティアとの連携④ 移動図書館の利用	幼稚園、保育園 教育振興課 図書館

No.	施 策	具体的な取り組み	関係機関等
2	読書環境の整備・充実	① 発達段階に合わせた、子どもの興味関心に応えることができる図書資料の充実・整備 ② 図書館による園への巡回図書（長期貸出）の実施 ③ 幼稚園教諭・保育士のスキルアップのための研修会の実施	幼稚園、保育園 図書館

（2）学校における取り組み

学校は子どもが多くの時間を過ごす場所であり、生涯にわたって読書に親しむ習慣を形成するにあたって大きな役割を担っています。読書の幅を広げていくことができるよう子どもたちの成長に応じた読書活動の機会を提供することが大切です。

学習指導要領総則には、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」と示されています。

子どもたちが読書の楽しさを知り、本好きな子どもに育ち、生涯にわたって自主的に読書に親しむために、学校図書館を活用した読書活動の充実に向けて取り組んでいきます。

また、学校図書館は豊かな心を育む「読書センター」としての機能のほかに、自主的な活動を支援する「学習・情報センター」としての機能が求められています。その機能を十分に発揮できるよう、資料の充実や快適な環境整備を進めるとともに、司書教諭・担当教諭の研修の充実を図り、図書館をはじめ関係機関と連携した効果的な学校図書館の運営体制についても検討を進めます。

【施策の方向】

- 子どもの読書習慣の形成を図ります。
- 学校図書館を中心とした計画的な教育活動を進めます。
- 支援を必要とする子どもの読書活動を推進します。
- 読書環境の整備・充実を図ります。
- 図書のデータベース化を図ります。
- 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動を進めます。
- 司書教諭、図書担当教諭、図書支援員の研修の充実を図ります。
- 図書支援員の継続的な雇用を目指します。

【主な施策と具体的な取り組み】

No.	施策	具体的な取り組み	関係機関等
1	読書習慣の形成 ・良い本との出会い ・読書のきっかけづくり	① 全校一斉読書（朝読）の充実 ② 読書マラソン・ブックトーク ^{*12} 等読書に親しむ機会づくり ③ 親子読書の充実 ④ 各学年の推薦図書の共通理解 ⑤ 支援を必要とする児童・生徒への読み聞かせ	学校 読書ボランティア
2	読書センター及び学習・情報センターとしての機能の充実	① 全小中学校の図書資料のデータベース化 ② 教科関連等の図書資料の充実 ③ 本の除籍、計画的な入替え	学校
3	児童・生徒の自主的な活動	① 図書の紹介や読書量の報告 ② 読書活動の体験 児童・生徒による保育園での読み聞かせ等 ③ 子ども司書養成講座 ④ 香美・香南学校図書館協議会主催の図書館学校への参加 ⑤ 図書委員会活動の活性化	学校 図書館
4	読書活動への理解を深めるための啓発活動	保護者への啓発 ・学校行事 「読書週間」、「読書まつり」、「読書の日」等の企画 ・図書館だより、親子読書だよりの配布	学校
5	研修の充実	教員対象の講座の開催 ・図書館環境づくり ・効果的な読み聞かせ ・各校との情報交換	学校

*12 1つのテーマに沿っていろいろな種類の本を紹介し、違った分野の本に興味を持ってもらい、読書の輪を広げるきっかけを作る。

No.	施策	具体的な取り組み	関係機関等
6	図書館との連携	① 授業における図書館の活用（教科等活用計画を作成し、それに基づく連携） ② 市立図書館の資料の活用（学校への団体貸出） ③ 出前講座（市立図書館の利用促進） ④ 職場体験学習 ⑤ 子ども司書養成講座（再掲）	学校 図書館
7	読書ボランティア団体との連携	全校一斉読書・おはなし会での連携協力の充実	読書ボランティア 図書館



3 図書館における子どもの読書活動の推進

幼い頃から読書習慣を身に付け、成長段階に合った読書活動を継続するために、地域に密着した市立図書館の役割は大変重要です。障害のある子どもや日本語を母国語としない子どもへのサービスを含めて、乳幼児からヤングアダルト層まですべての子どもが読書に親しむことができる読書環境の整備が必要です。

豊富な資料の中から子どもたちが自由に読みたい本を選び、読書に親しむことができる身近な施設であるとともに、学習やコミュニケーションの場、くつろぎの空間を提供します。子どもの読書に関わるイベントの開催や子どもが望む資料を提供し、読書の楽しさ、素晴らしさを知ってもらう取り組みをより一層進めます。

また、読書ボランティアの活動は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。関係機関や団体との連携を図りながら要望等を把握して活動の場を提供していきます。

学校等関係機関への支援や協力体制の充実など連携強化を図り、子どもを取り巻く読書環境の充実に努めています。

令和4年には新図書館の開館を予定しており、施設面からも子どもの読書環境を整備していきます。

【施策の方向】

- 発達段階に応じた乳幼児サービス・児童サービス・ヤングアダルトサービスの充実を図ります。
- 支援を必要とする子どもの読書活動を推進し、ニーズに応じたサービスを充実します。
- 読書活動推進のための環境の整備に努めます。
- 学校等関係機関との連携強化を図ります。
- 司書等専門職員の確保に努め、積極的な研修参加を通して資質向上を図ります。
- 新図書館における資料の充実、施設設備面から読書環境の整備に努めます。

【主な施策と具体的な取り組み】

No.	施策	具体的な取り組み	関係機関等
1	児童・ヤングアダルト向けサービスの充実	① 子どもたちの調べ学習のためのレンタルサービスの充実 ② 季節やテーマ別の紹介コーナーなど興味を持ちやすい展示の充実	図書館

No.	施策	具体的な取り組み	関係機関等
2	読書活動推進のための環境整備	① 図書資料の充実・適切な蔵書構成の構築 乳幼児図書、子育て支援図書、学校への貸出図書、児童書、ヤングアダルト図書、障害のある子ども向け図書 ② インターネットコーナーの整備充実（館内 WiFi の導入） ③ 司書 ^{*13} 等専門職員の確保と研修等による資質向上	図書館
3	子どもが本に親しむ事業の開催(利用の促進)	①図書館まつり、文化展おはなし会、クリスマス会、乳幼児のおはなし会等事業の充実	図書館
4	子ども司書養成講座の継続	① 次世代の読書リーダーの育成 ② 継続的な受講者の確保 ③ 認定後の活動の充実	図書館
5	学校等関係機関との連携	① 職場体験、教科・総合的な学習の時間等の受入態勢の充実 ② 図書館出前サービス ^{*14} の充実	学校、図書館
6	高知工科大学との連携	① 長期貸出本の充実 ② イベントへの講師派遣 ③ インターンシップ受入れ ④ 企画展示への協力貸出し ⑤ 幼稚園・保育園向け長期貸出本の巡回図書の実施	高知工科大学 図書館 幼稚園・保育園

*13 都道府県や市町村の公共図書館等で図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門的職員。

*14 学校や幼稚園・保育園等の要望に応じて、図書館職員が出向いておはなし会やブックトーク等を行う図書館サービス。

4 普及啓発活動

家庭・地域・学校等における子ども読書活動を推進していくためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性等について理解を広めていくことが重要です。

子どもをはじめ、子どもを取り巻く大人への啓発にも積極的に取り組み、地域社会全体に読書活動の意義や重要性を広く普及啓発していくとともに、子どもの読書活動を推進する気運を高めていくことが重要です。

図書館だより、広報、ホームページ、フェイスブック、イベント等あらゆる機会を通じて情報を発信していきます。

【施策の方向】

- 子どもの読書活動普及のための啓発活動や情報発信を行います。

【主な施策と具体的な取り組み】

No.	施策	具体的な取り組み	関係機関等
1	子どもの読書活動の啓発の推進	① 「子ども読書の日 ^{*15} 」や、「読書週間」、季節ごとのイベントを通して啓発	図書館、学校
2	読書活動に関する情報発信	① 「お薦め本リスト」の配布 ② 図書館だより・広報・ホームページ・フェイスブックによる情報発信	図書館

*15 子どもの読書推進に関する法律」により、4月23日を「子ども読書の日」と定めている。子ども読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的とする。

第5章 計画の推進に向けて

1 総合的な取り組みに向けた関係機関との連携

子どもと読書は、乳幼児期には保護者とともに子育て支援施設や図書館で関わりを持ちはじめ、幼稚園・保育園へと広がり、さらに学校へと進む児童期からは、子ども自身で学校図書館や公共図書館などと関わりを持つようになります。より良い読書環境を整えていくために幼稚園・保育園・学校・ボランティア団体等各関係機関と連携し推進を図っていく必要があります。

2 効果的・効率的な計画の推進

子どもの読書活動に関する施策を計画的に推進していくため、「香美市子ども読書活動推進協議会」において、子どもの読書活動推進のための情報交換、相互連携、また、計画の進捗状況の確認、検証を行います。

3 財政上の措置

計画の実現に向けて、必要な予算確保に努めます。

【参考資料】

- 香美市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 香美市子ども読書活動推進計画策定委員
- 香美市子ども読書活動推進計画策定経過
- 小中学校における読書活動の現状
- 香美市子どもの読書活動に関するアンケート調査
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 文字・活字文化振興法

香美市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、香美市子ども読書活動の推進に関する施策を検討するため、香美市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 第三次香美市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 読書活動推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、教育委員会が委嘱する委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育園及び幼稚園の関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 読書ボランティア関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、香美市立図書館に置く。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年5月1日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。
(招集の特例)
- 3 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき会議は第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

香美市子ども読書活動推進計画策定委員

	氏名	備考
委員長	町田 由岐子	図書館協議会委員
副委員長	島村 万紀	読書ボランティア
委員	小松 智恵	物部地域学校協働活動推進員
委員	小松 由香	山田小学校図書支援員
委員	式地 美智	なかよし保育園長
委員	滝石 貴子	鏡野中学校教諭
委員	竹村 淳子	香長小学校長
委員	中島 敦子	土佐山田幼稚園長
委員	中村 恵子	読書ボランティア
委員	二江 千鶴子	読書ボランティア

事務局

門脇 真里	香美市立図書館
小松 学	香美市立図書館
坂本 真奈	香美市立図書館

香美市子ども読書活動推進計画策定経過

平成 30 年度	
11 月	香美市子ども読書活動に関するアンケート調査実施 幼稚園・保育所年長児保護者、幼稚園・保育所施設長 小学校 3 年生・5 年生、中学校 2 年生、小・中学校教員 ボランティア団体
令和元年度	
5 月	香美市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱制定 香美市子ども読書活動推進計画策定委員の委嘱
6 月	第 1 回香美市子ども読書活動推進計画策定委員会開催 ・第三次計画策定スケジュールについて ・アンケート調査結果の検証 ・現状と課題について
10 月	第 2 回香美市子ども読書活動推進計画策定委員会開催 ・計画案検討
12 月	第 3 回香美市子ども読書活動推進計画策定委員会開催 ・計画案作成
1 月	パブリックコメント
3 月	計画策定・発表

小中学校における読書活動の現状
(平成 28 年度「学校図書館の現状に関する調査」より)

I 学校図書館における人的整備の状況

(1) 平成 28 年度の司書教諭の発令状況及び負担軽減の状況

司書教諭 発令 学校数	12 学級以上の学校				11 学級以下の学校			
	学校数	司書教諭 発令 学校数	負担軽減状況		学校数	司書教諭 発令 学校数	負担軽減状況	
			授業時数 の軽減を している	授業時数の 軽減をして いない			授業時数 の軽減を している	授業時数の 軽減をして いない
小学校	1	1	1	1	0	6	0	0
中学校	1	1	1	0	1	2	0	0

(2) 学校司書の状況

学校司書を配置している学 校数	学校図書館担当職員の勤務体系	
	常勤職員（人）	非常勤職員（人）
小学校	7	0
中学校	3	0

(3) 司書教諭、学校図書館担当職員の配置状況

	司書教諭、学校図書館事務職員配置状況別学校数			
	司書教諭 ・・・発令あり 学校図書館担当職員 ・・・配置あり	司書教諭 ・・・発令あり 学校図書館担当職員 ・・・配置なし	司書教諭 ・・・発令なし 学校図書館担当職員 ・・・配置あり	司書教諭 ・・・発令なし 学校図書館担当職員 ・・・配置なし
小学校	1	0	6	0
中学校	1	0	2	0

II 学校図書館における物的整備の状況

(1) 所蔵状況 (平成 27 年度末の状況)

	学校図書館 図書標準の 冊数	平成 26 年度末 の学校図書館 図書冊数	平成 27 年度 中に購入した 冊数	平成 27 年度 中に寄贈を受 けた冊数	平成 27 年度 中に廃棄した 冊数	平成 27 年度末の 学校図書館 図書冊数	増加冊数
小学校	45,840	67,531	6,481	478	7,536	66,954	△577
中学校	24,480	25,715	835	240	1,101	25,689	△26

(2) 学校図書館図書標準の達成状況 (平成 27 年度末の状況)

	状況 (学校数)					不足冊数
	25%未満	25~50%未満	50~75%未満	75~100%未満	100%	
小学校	0	0	0	0	7	0
中学校	0	0	0	2	1	2,304

(3) 蔵書のデータベース化の状況

	蔵書をデータベース化している学校数	状況					当該電子管理を活用して貸出・返却を行っている学校数
		25%未満	25~50%未満	50~75%未満	75~100%未満	100%	
小学校	2	0	0	0	0	2	2
中学校	0	0	0	0	0	0	0

※平成30年度末時点では小学校は全7校がデータベース化完了。

III 読書活動の現状

(1) 全校一斉の読書活動の実施状況

	全校一斉の読書活動を実施している学校数	実施頻度（主なものを一つ回答）				
		毎日	週に数回	週に1回	月に数回	その他
小学校	7	1	6	0	0	0
中学校	3	3	0	0	0	0

(2) ボランティアの活用状況

	ボランティアを活用している学校数	内訳（複数回答可）		
		配架や貸出・返却業務等、図書館サービスに係る支援	学校図書館の書架見出し、飾り付け、図書の修繕等支援	読み聞かせ、ブックトーク等、読書活動の支援
小学校	7	0	1	7
中学校	2	0	0	2

(3) 地域開放の状況

	学校図書館を地域開放している	学校図書館を地域開放していない
小学校	2	5
中学校	0	3

(4) 公共図書館との連携状況

	公共図書館との連携を実施している学校数	内訳（複数回答可）		
		公共図書館資料の学校への貸出	公共図書館との定期的な連絡会の実施	公共図書館司書等による学校への訪問
小学校	7	7	2	2
中学校	1	1	0	0

香美市子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

1. 調査概要

「第三次香美市子ども読書活動推進計画」の策定にあたり、第二次推進計画の検証を行うとともに、現在の子どもたちの読書の実態や読書環境等を把握し、子どもの読書活動を推進するための施策の基礎資料とするために、市内の保育園・幼稚園・小・中学校の園児・児童・生徒及び教員・ボランティアを対象にアンケート調査を実施したものです。

2. 調査対象

- (1) 幼稚園・保育園年長児保護者（支援学級を含む）市内の幼稚園、保育園
- (2) 小学校3年生、5年生（支援学級を含む）市内の小学校
- (3) 中学校2年生（支援学級を含む）市内の中学校
- (4) 小・中学校教員
- (5) 幼稚園・保育園（施設長）
- (6) ボランティア

3. 調査期間

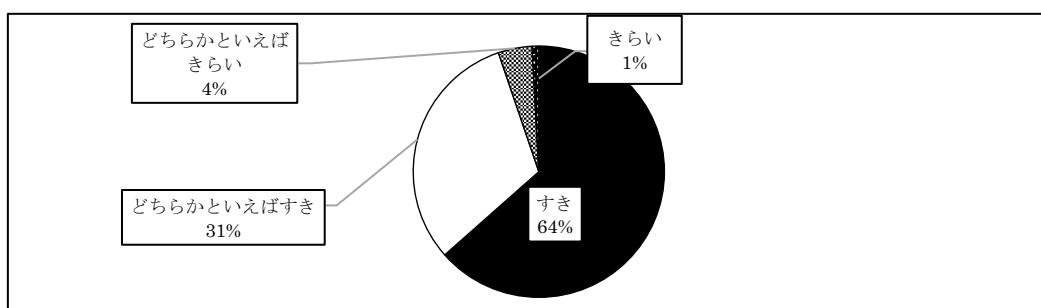
平成30年11月12日（月）～平成30年11月26日（月）

4. 回収数

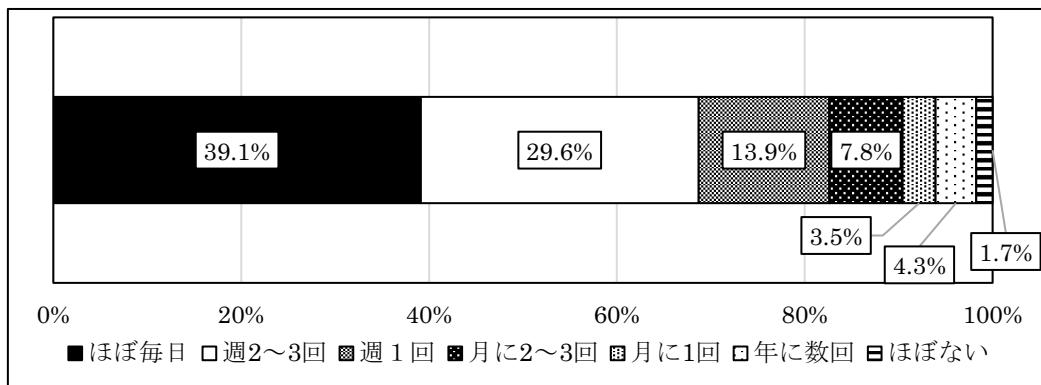
	回収数
幼稚園・保育園（年長児保護者）	115人
幼稚園・保育園（施設長）	8人
小学3年生	192人
小学5年生	188人
中学2年生	154人
小学校教諭	109人
中学校教諭	46人
ボランティア	55人

1. 幼稚園・保育園の年長児保護者対象アンケート

設問1 お子さんは、読み聞かせまたは本を読むことが好きですか。



設問2 お子さんはご家庭で本を読むことはありますか。(お家の人の読み聞かせを含む)

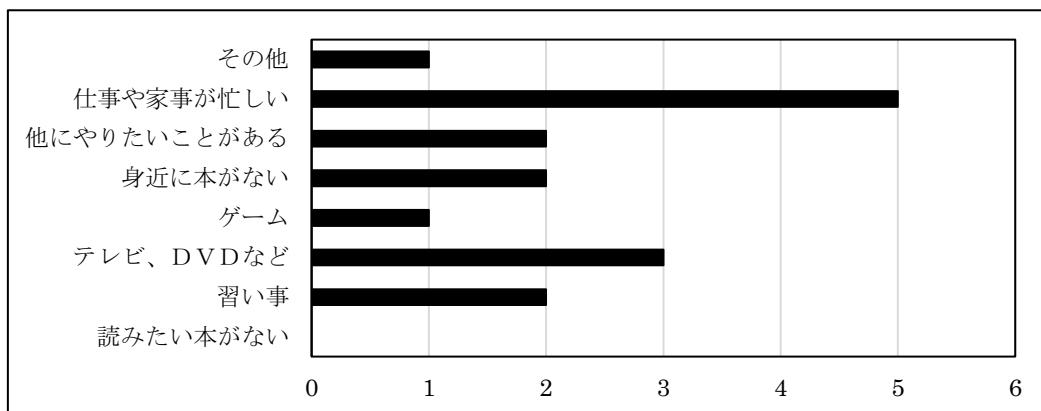


設問3 設問2で①~⑥と答えた方にお聞きします。ご家庭で過去1ヶ月間にお子さんが読み聞かせや自分で読んだ本は何冊ぐらいですか。

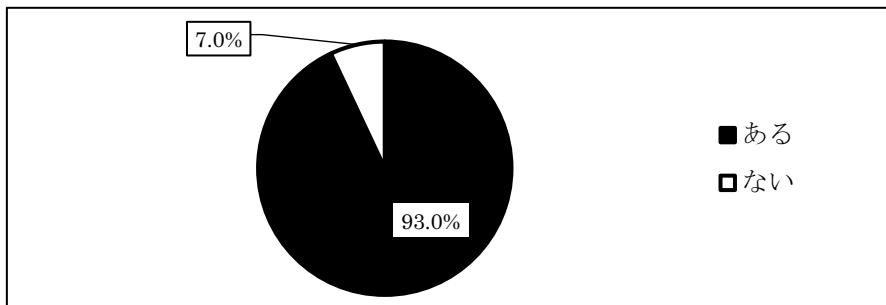
平均	14.8 冊
最多冊数	150 冊
最小冊数	0 冊

設問4 設問2で⑦と答えた方にお聞きします。

本を読まない(読めない)理由は何ですか。(複数回答可)

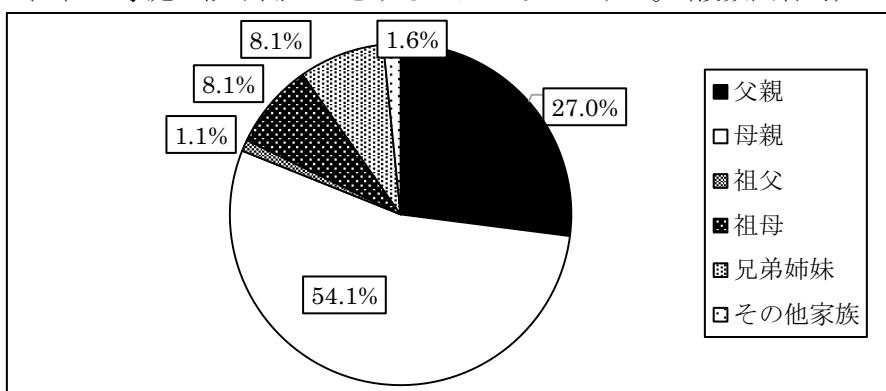


設問5 ご家庭で読み聞かせをすることがありますか。

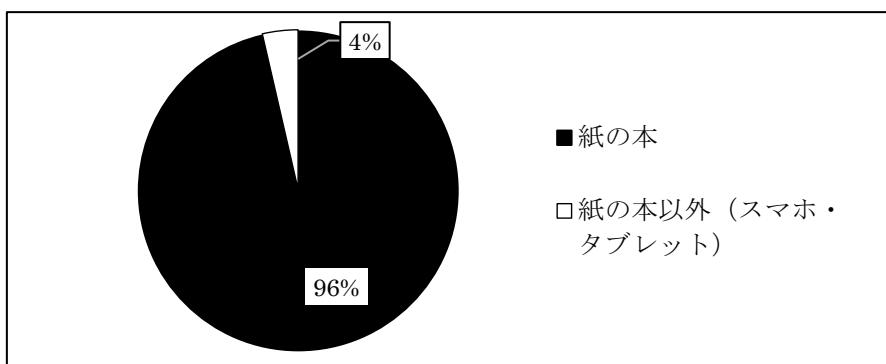


設問6 設問5で①と答えた方にお聞きします。

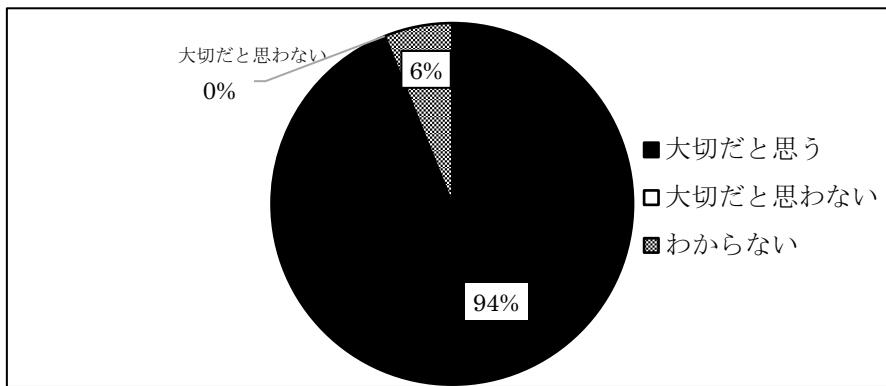
(1) ご家庭で読み聞かせをするのはどなたですか。(複数回答可)



(2) 読み聞かせはどのような方法でしていますか。



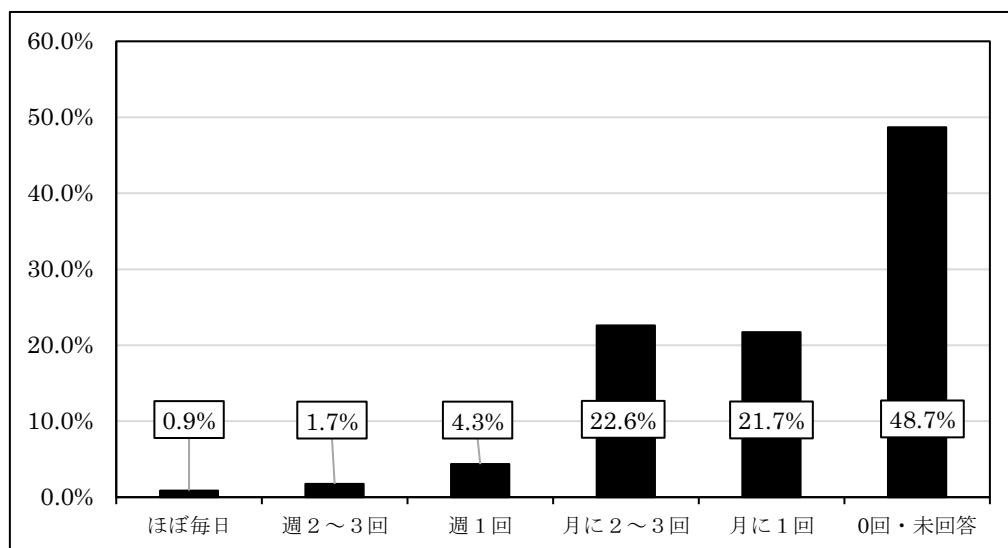
設問7 子どもが本を読むことを大切だと思いますか。



設問8 「大切だと思う」とお答えした方にお聞きします。なぜ大切だと思われますか。

- ・会話力がつく
- ・集中力がつく
- ・考察力がつく
- ・色々な知識が深まる
- ・発想力がつく
- ・想像力が豊かになる
- ・感受性が豊かになる
- ・心が豊かになる
- ・好奇心や感性が豊かになる
- ・言葉を覚える（語彙力がつく）
- ・親子の触れ合う（スキンシップ）時間になる
- ・読み聞かせをすることで子どもが安心感を得る
- ・日常で体験できないことを学べる大切な機会となる

設問9 香美市立図書館（本館・香北分館・物部分館）を利用しますか。

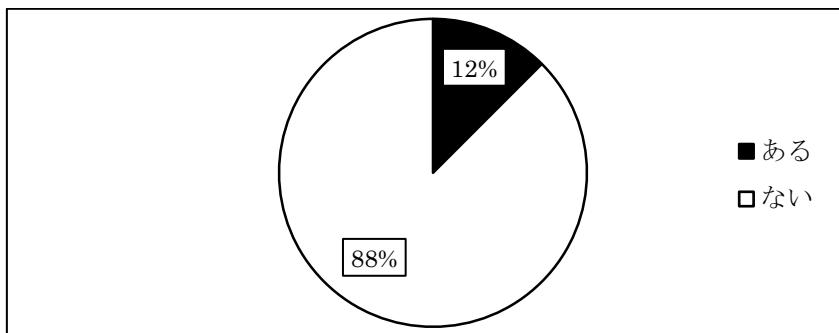


設問10 香美市立図書館（本館・香北分館・物部分館）に希望することをお書きください。

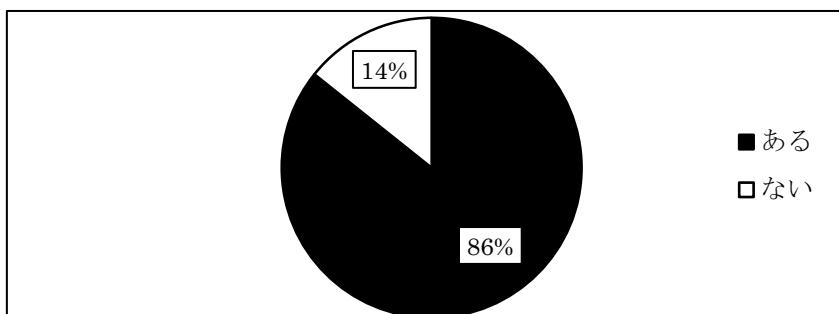
- ・蔵書を増やしてほしい
- ・新しい本を増やしてほしい
- ・シリーズ物の本をそろえてほしい
- ・子どもの雑誌も置いてほしい
- ・明るさ、活気のある図書館に
- ・話ができる場所も作ってほしい
- ・絵本の種類を増やしてほしい
- ・英字新聞や英語雑誌を置いてほしい
- ・同じ本の冊数を増やしてほしい
- ・個人スペースを増やしてほしい
- ・子どものスペースに机が少ない
- ・駐車場が広いとよい
- ・読み聞かせを出来るコーナーがほしい
- ・PCの利用制限をゆるくしてほしい
- ・子連れでも気にせず利用できる空間があれば利用しやすい
- ・本の分類・配架の仕方を分かりやすくしてほしい
- ・子どもが少しくらい声を出しても平気なスペースがほしい

2. 幼稚園・保育園の園長対象アンケート

設問1 幼稚園・保育園に図書室はありますか。



設問2 1で「ない」とお答えになられた園はお答えください。図書コーナーはありますか。



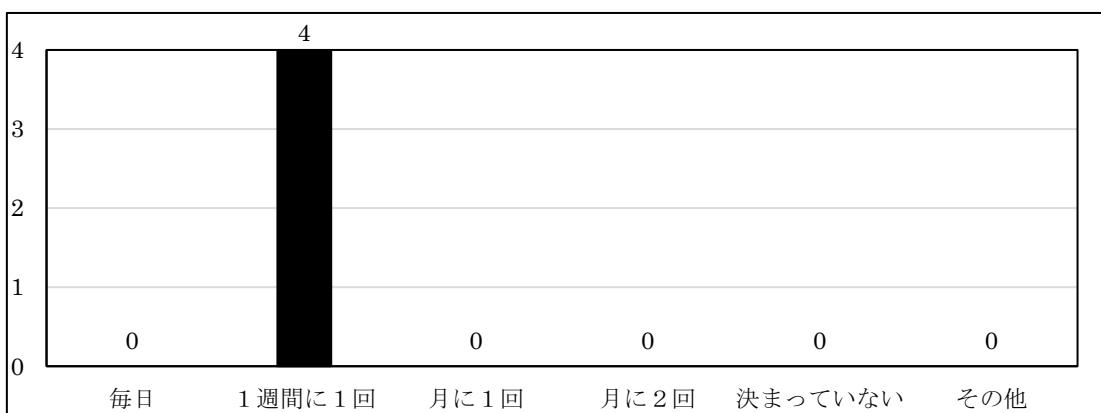
設問3 蔵書は、何冊ぐらいありますか。

最小	250 冊
平均	528 冊
最大	800 冊

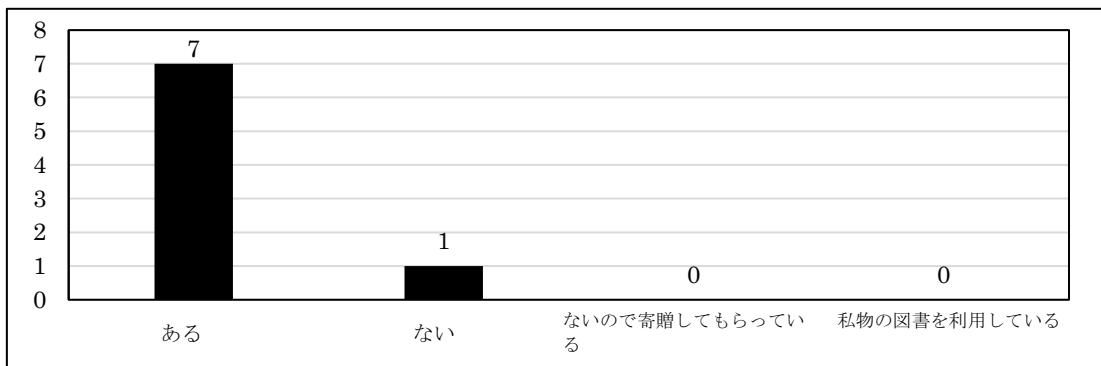
設問4 図書の貸出しをしていますか。

はい	50%
いいえ	50%

設問5 貸出しをしている園は、お答えください。



設問6 資料費（図書費）としての予算がありますか。



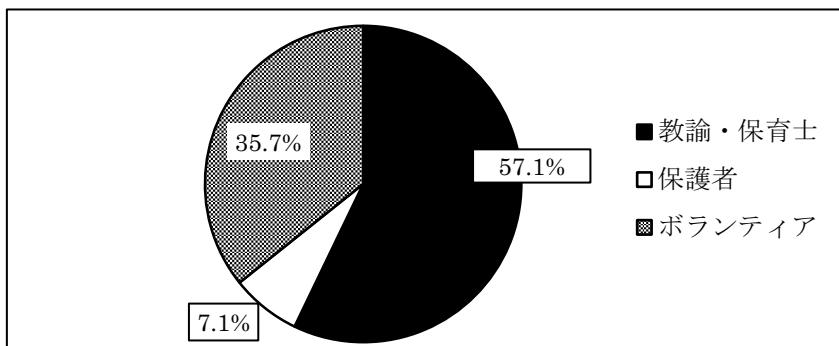
設問7 資料費があるとお答えになられた園はお答えください。資料費の額はどのくらいですか。

幼稚園：30,000円
保育園：1人500円

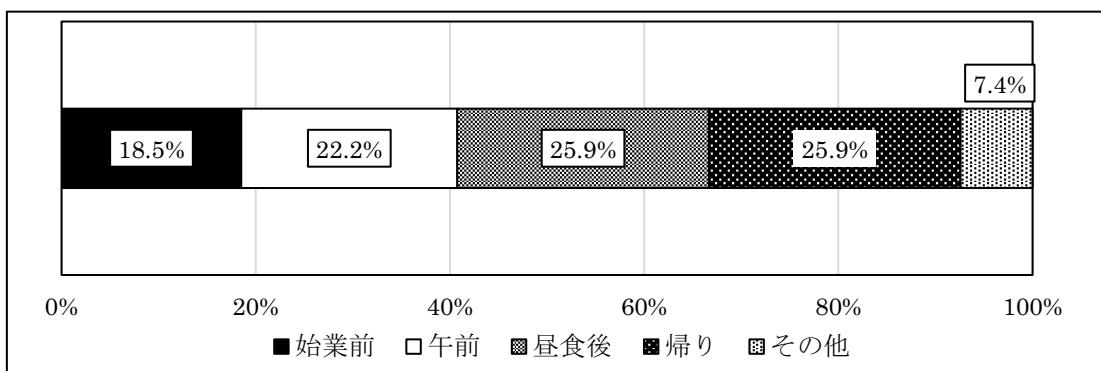
設問8 読み聞かせをしていますか。

している	100%
していない	0%

設問9 「している」とお答えになった園は、お答えください。どなたがしていますか。
(複数回答)



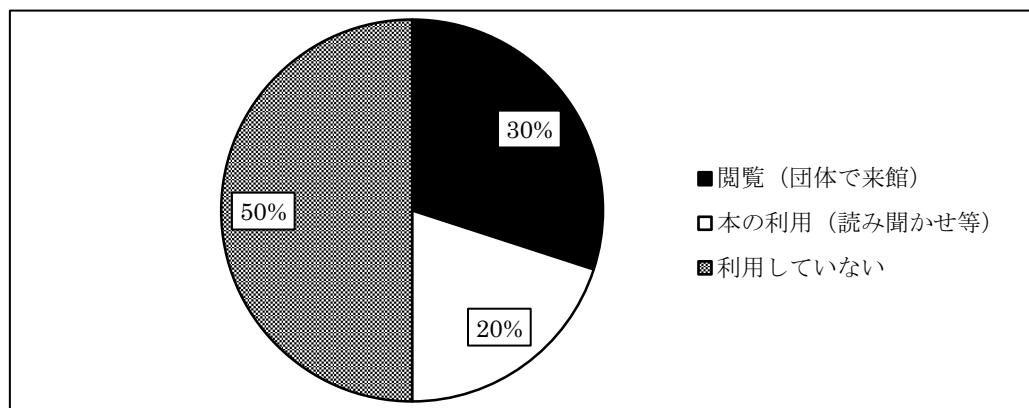
設問10 読み聞かせはいつしていますか。(複数回答)



設問 11 その他の取り組みについてお書きください。

- ・保護者向けの絵本貸出しコーナーの設置
- ・保護者への絵本紹介（園だより、クラスだより）
- ・職員の研修への参加
- ・移動図書館の利用
- ・読み親しんだ絵本を題材に劇あそびにして、生活発表会で披露

設問 12 地元の公立図書館を利用していますか。（複数回答あり）



設問 13 子どもの読書活動推進のために大切なと思う取り組み（働きかけ）についてお書きください。

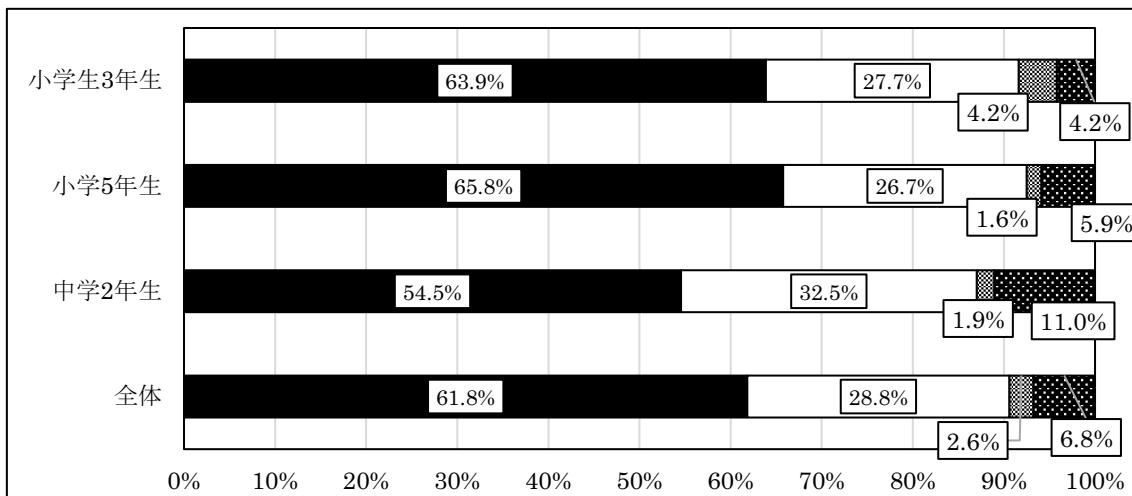
- ・年長児と小学校の交流
- ・自由に読める環境を提供
- ・園だよりを通しての絵本紹介
- ・親子での絵本読み聞かせのすすめ
- ・絵本の選書の仕方などを園内で話し合う
- ・読み聞かせを通じて本と触れ合う機会を提供
- ・人形劇の公演を見てもらい、本のよさを違った形で感じてもらう

設問 14 課題と思われるごとこと及び要望をお書きください。

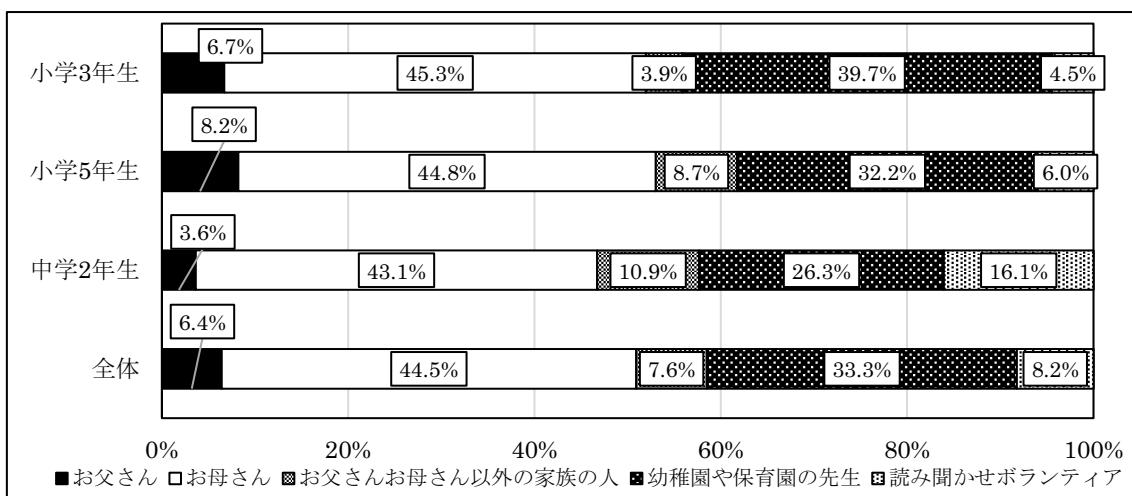
- ・本の整理
- ・絵本の選書の講座
- ・読み聞かせについての講座
- ・絵本購入費が少ない
- ・公共図書館の利用
- ・読書の大切さを保護者に理解してもらうための講演会
- ・研修会への参加が日程的に難しい
- ・スペースの問題で図書コーナーとして十分な広さが確保できない

3. 小中学生対象アンケート

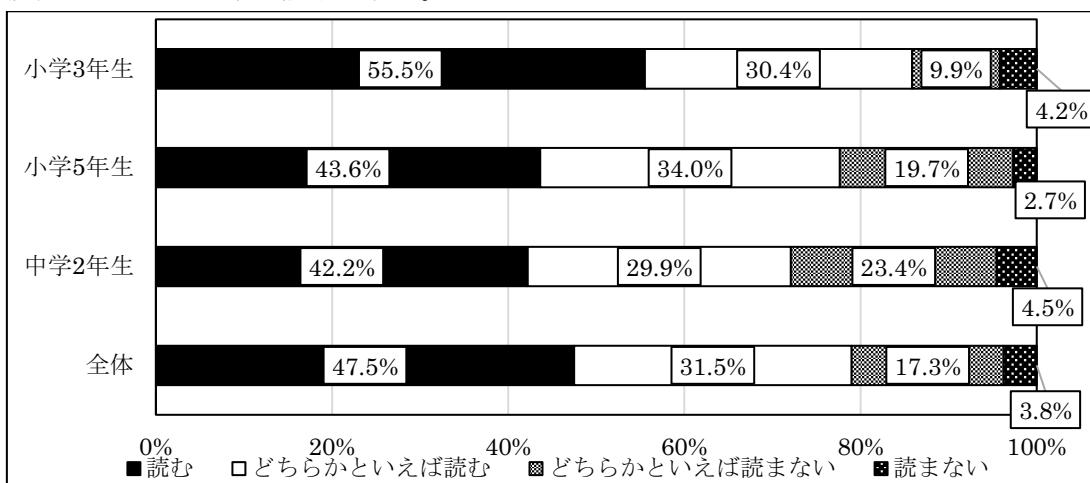
設問1 あなたは、小学校に入る前、だれかに絵本や本を読んでもらったことがありますか。



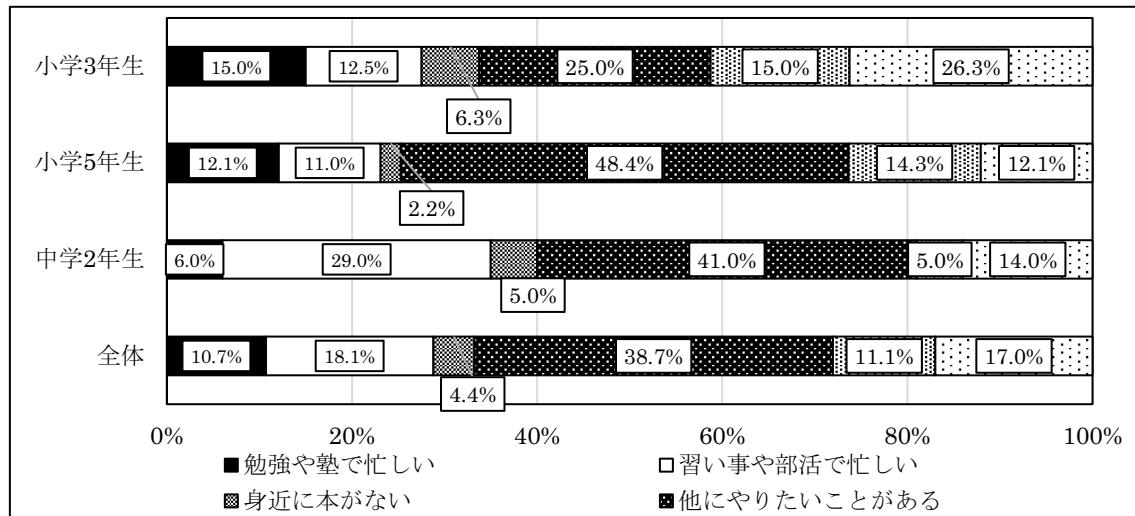
設問2 本を読んでもらった人にお聞きします。主に誰に本を読んでもらいましたか。



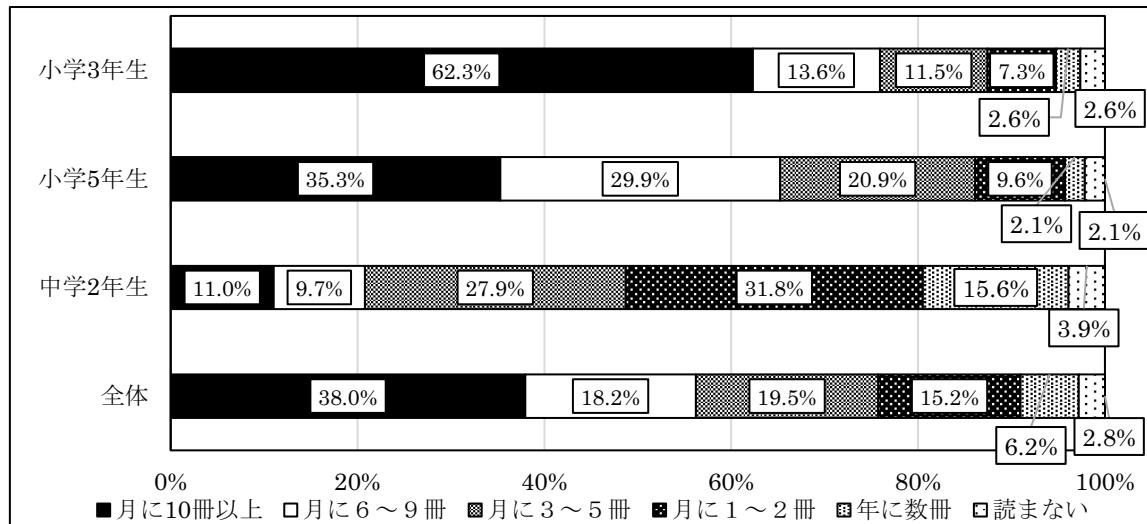
設問3 あなたは本を読みますか。



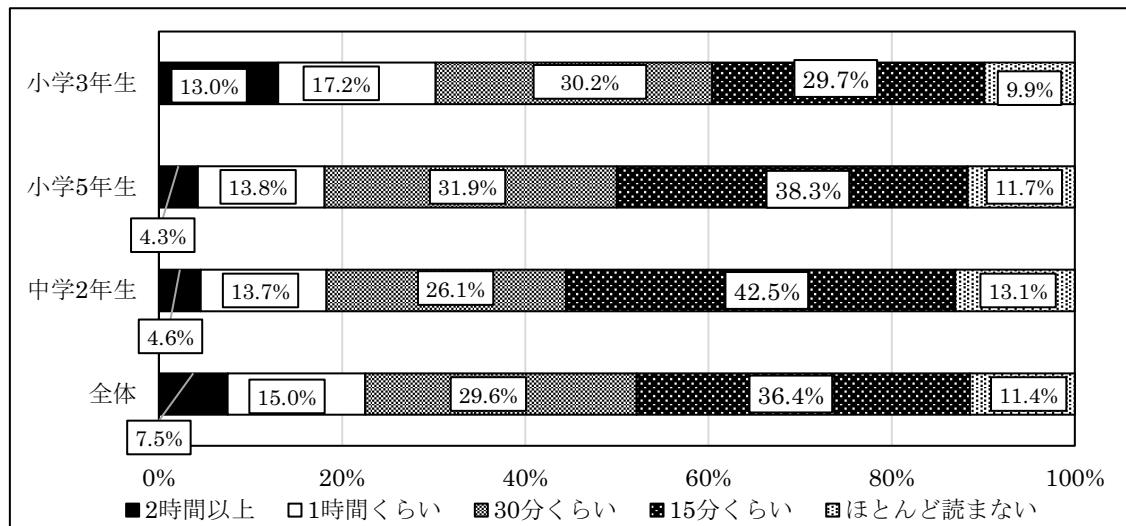
設問4 本をあまり読まない理由は何ですか。



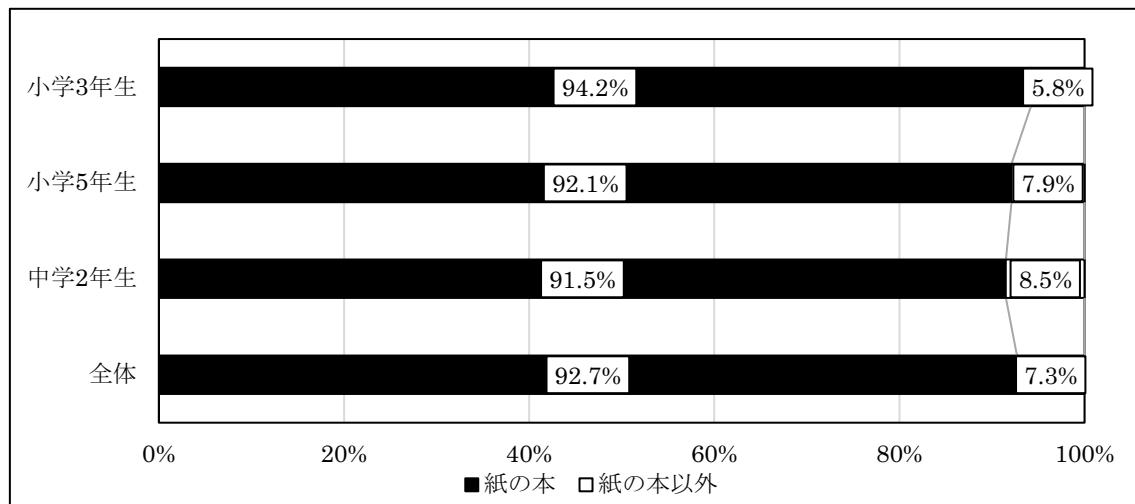
設問5 何冊ぐらい本を読みますか。



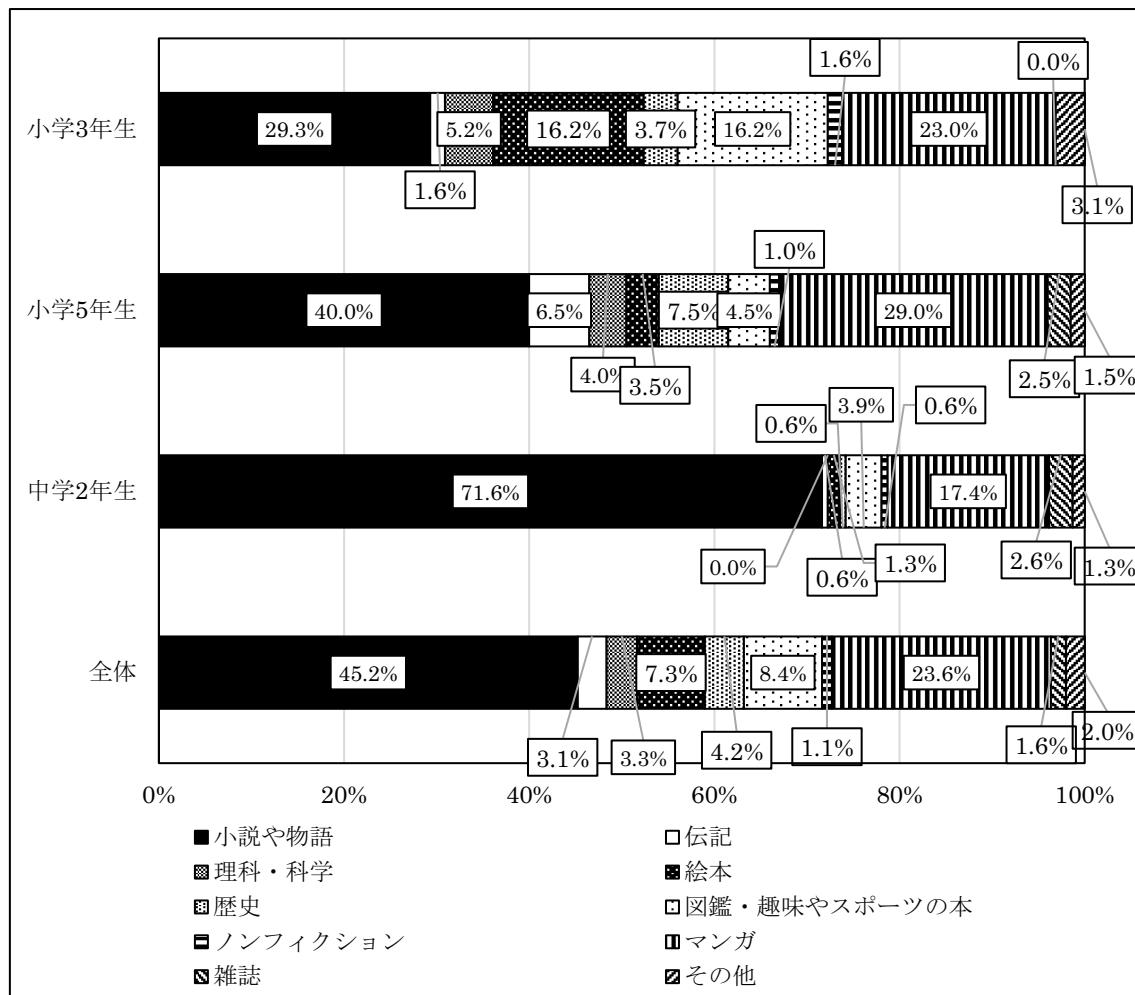
設問6 ふだんの日（学校のある日）は、1日にどのくらいの時間、本を読みますか。



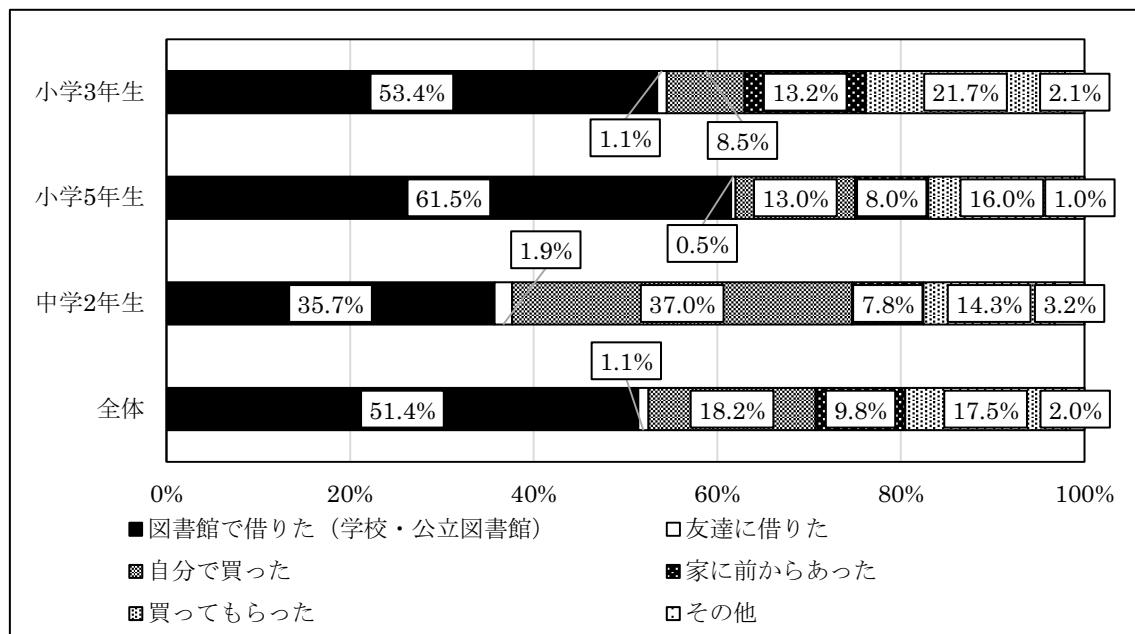
設問7 本はどのような方法で読みますか。



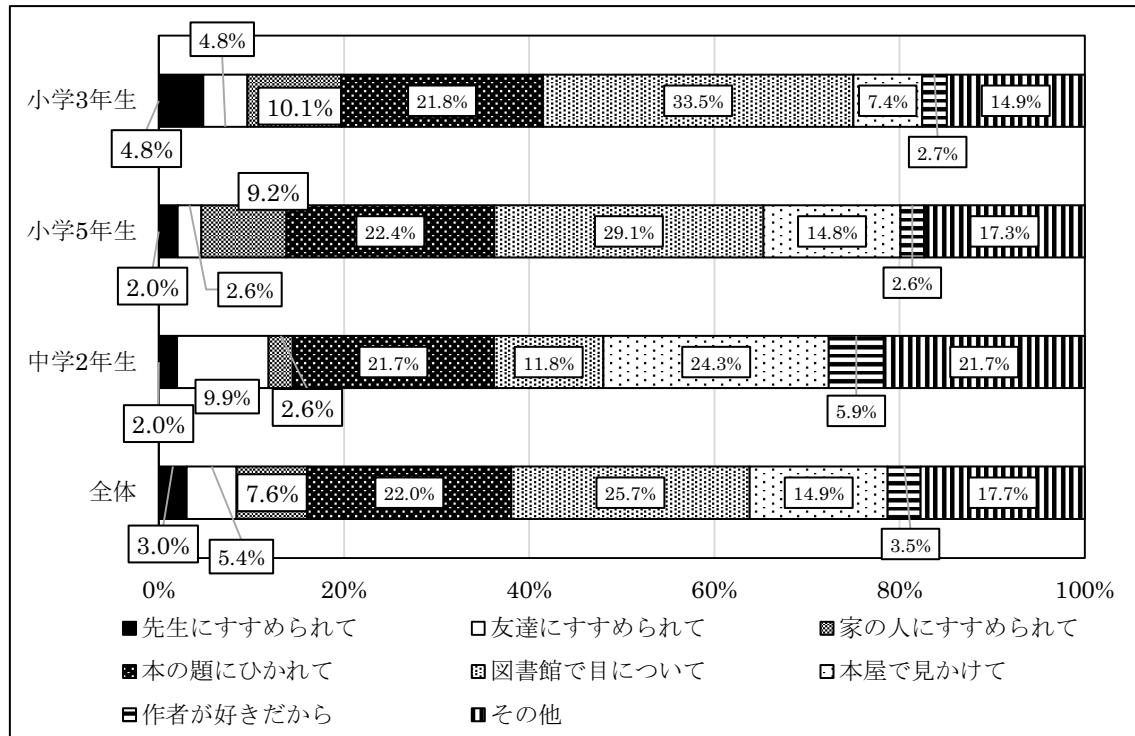
設問8 どのような本をよく読みますか。



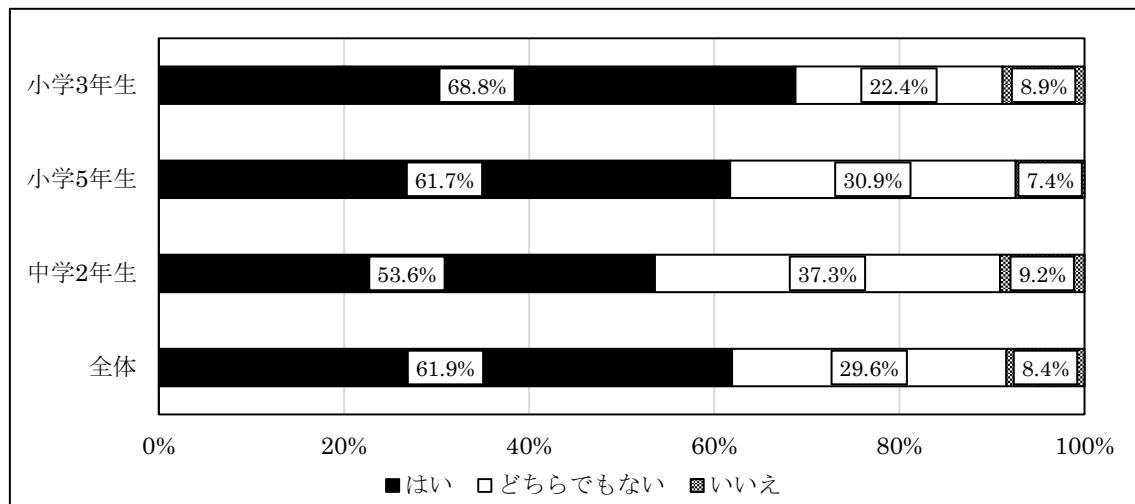
設問9 読んだ本は、おもにどのようにして手にいれましたか。



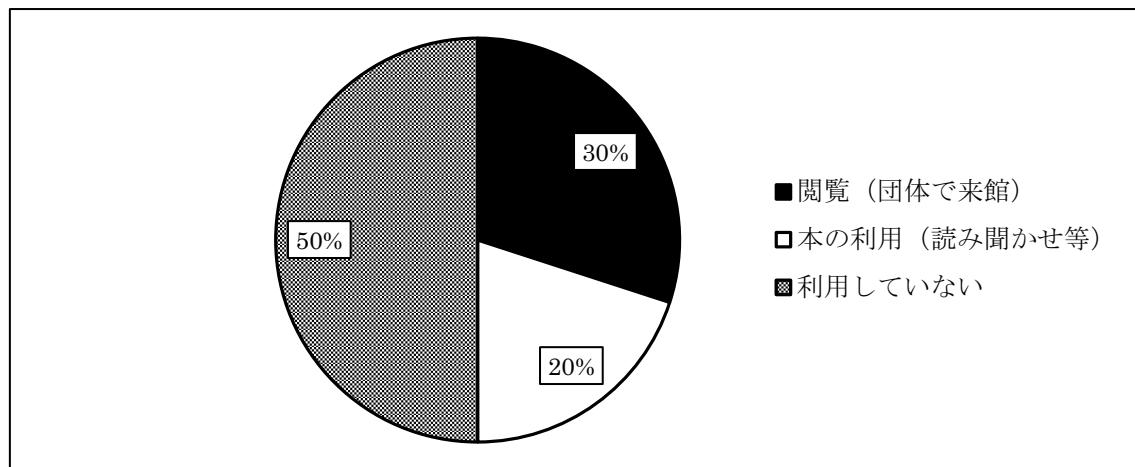
設問10 どういうきっかけで、本を読むことが多いですか。



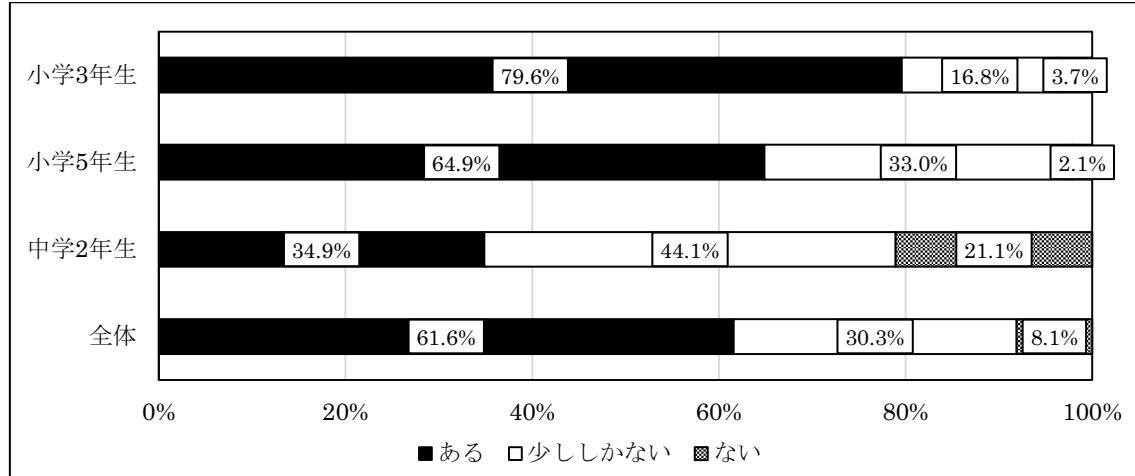
設問 11 朝（昼）の10分間読書（全校一斉読書）は楽しいですか。



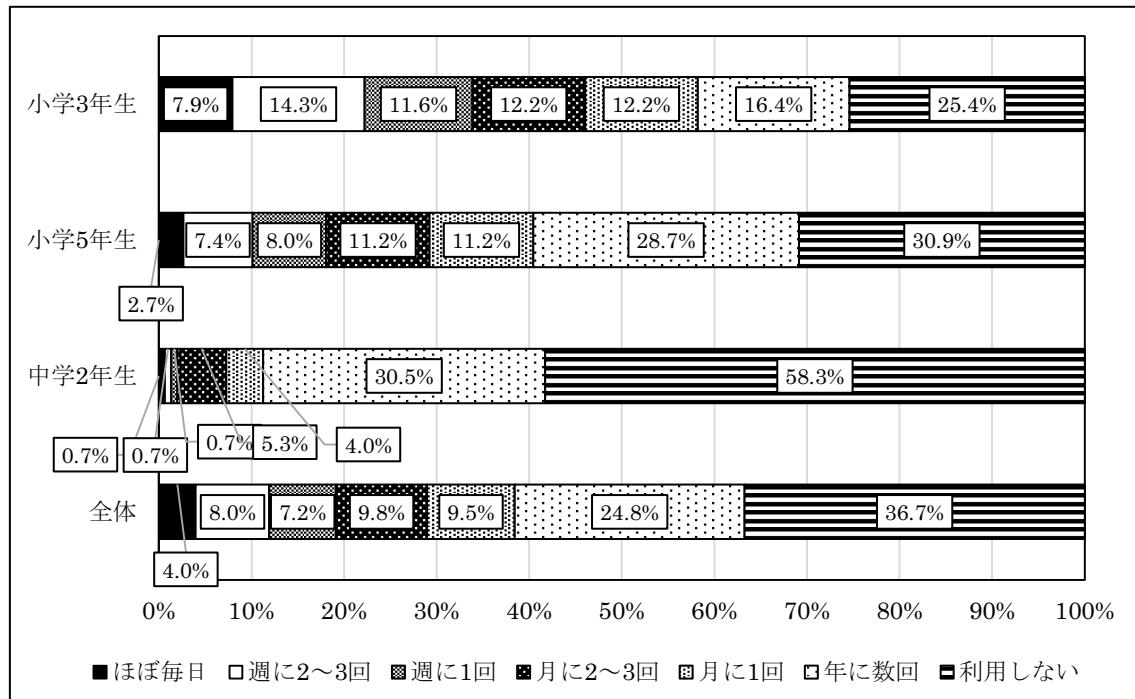
設問 12 地元の公立図書館を利用していますか。（複数回答）



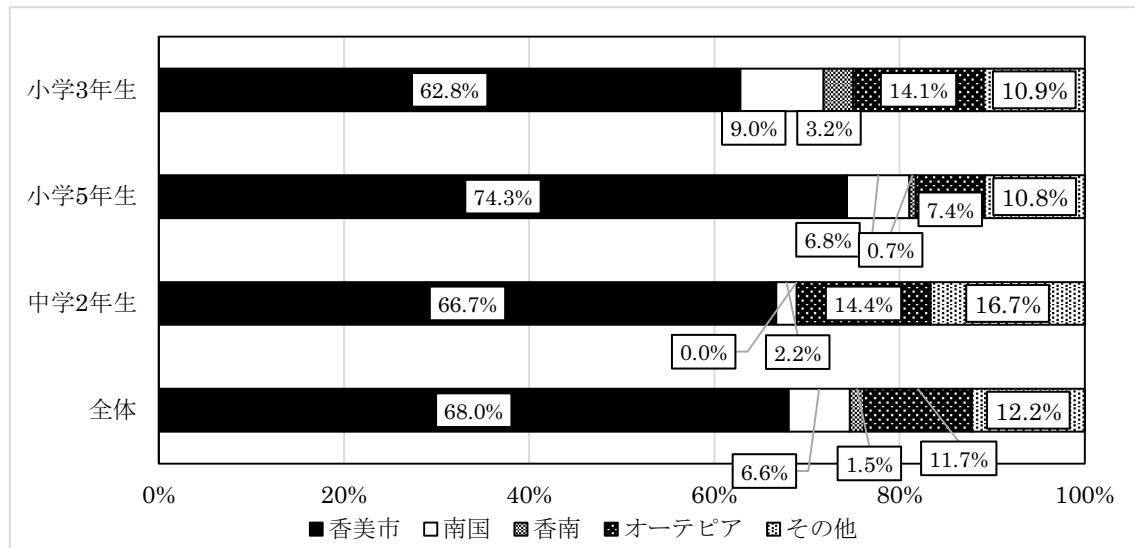
設問 13 学校の図書館には、読みたいと思う本がたくさんありますか。



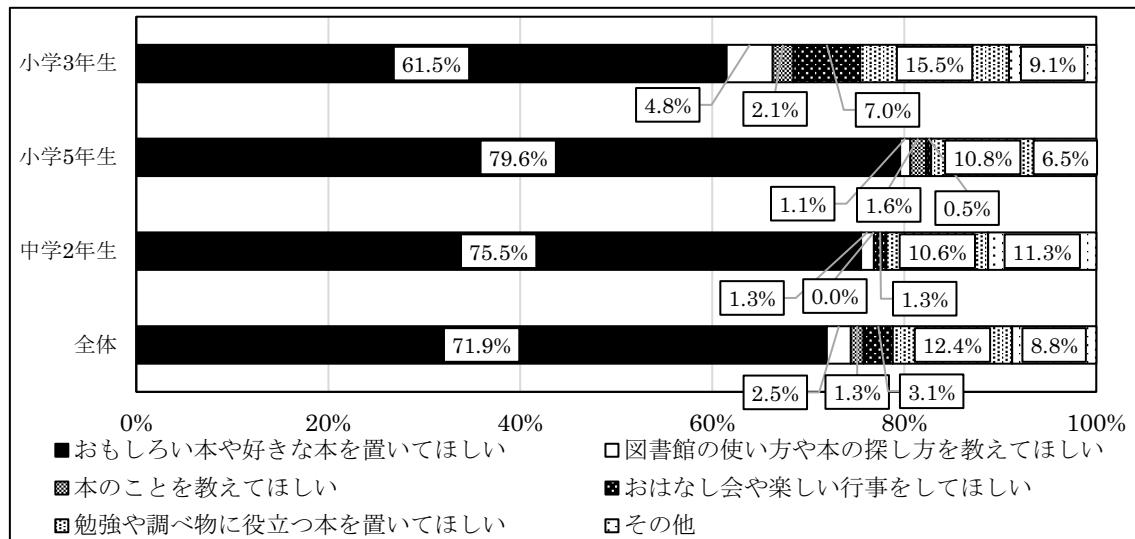
設問14 学校以外の図書館を利用しますか。



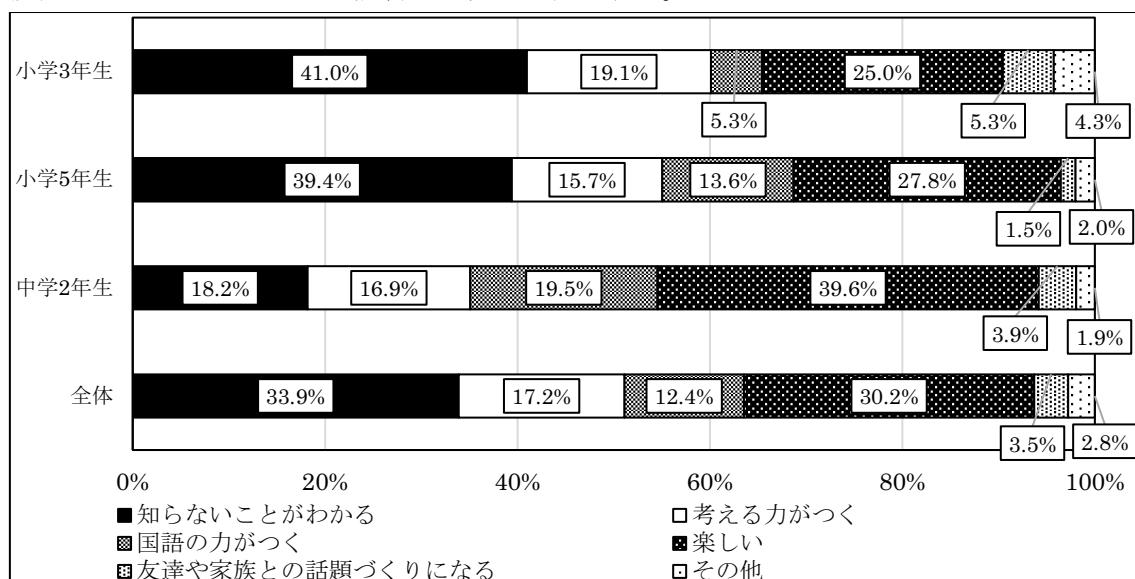
設問15 学校以外の図書館を利用する方は主にどのエリアの図書館にいきますか。



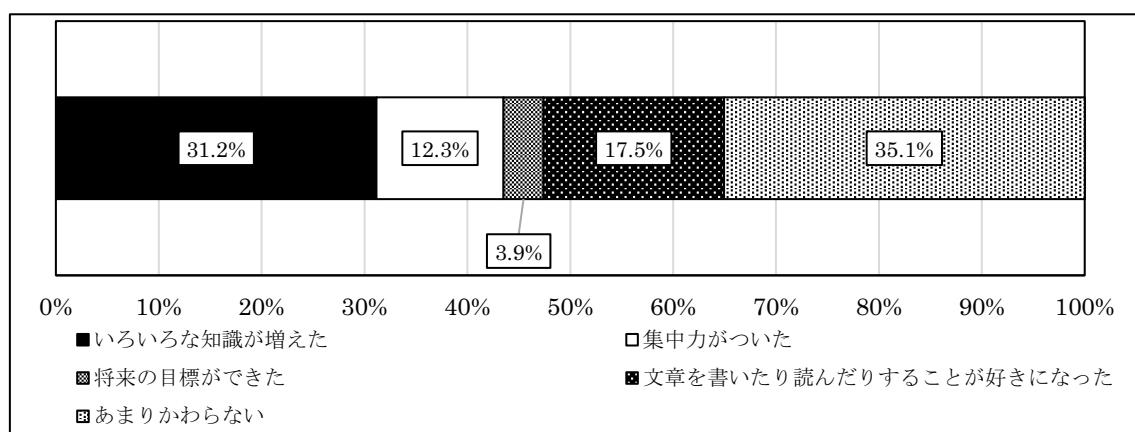
設問 16 学校以外の図書館に希望することは何ですか。



設問 17 あなたにとって読書の大切さは何ですか。

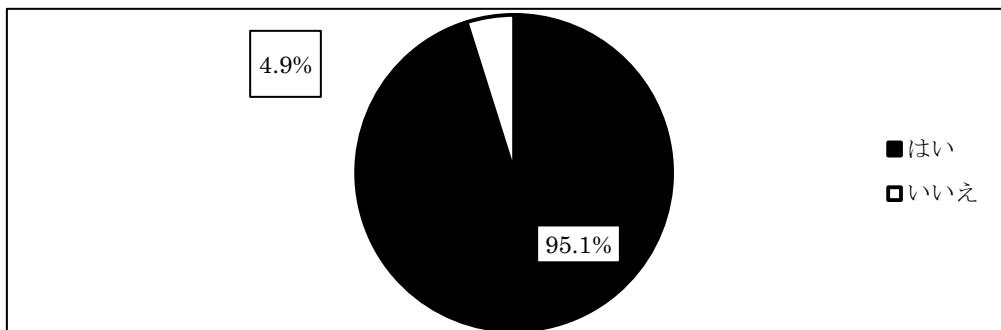


設問 18 読書をして自分が変わったと思うことがありますか。(中学生のみ。)

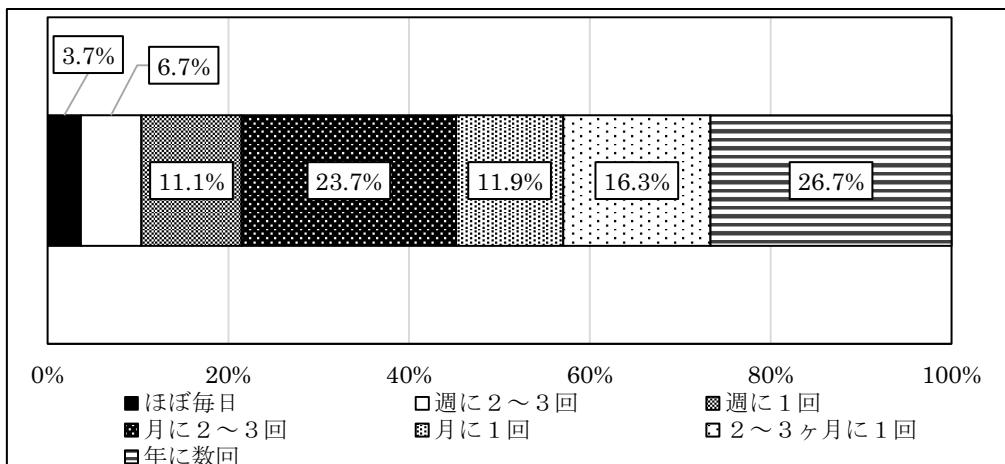


4. 小・中学校教員対象アンケート

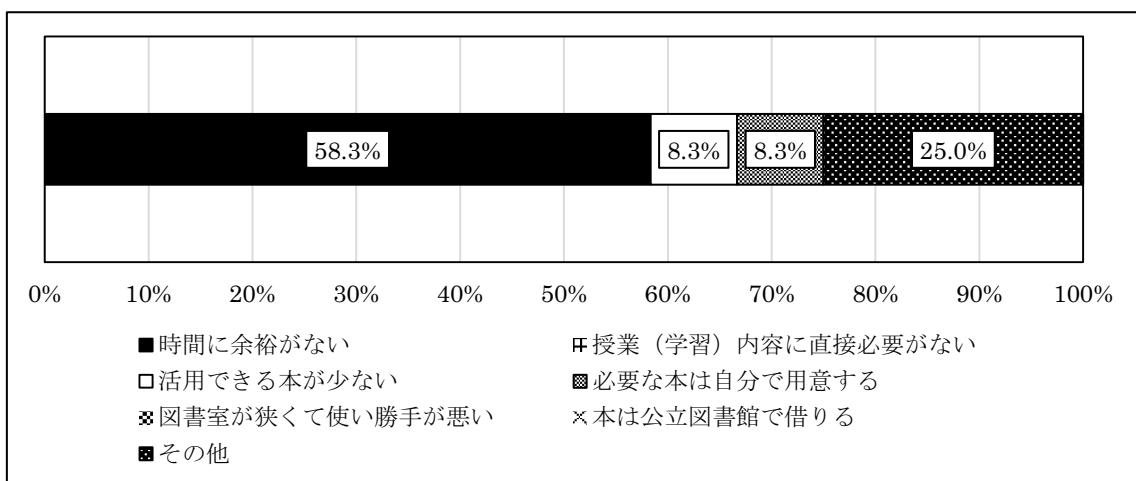
設問1 学校図書館を利用したり、あるいは学校図書館の本を活用した授業（学習活動）を行ったことがありますか。



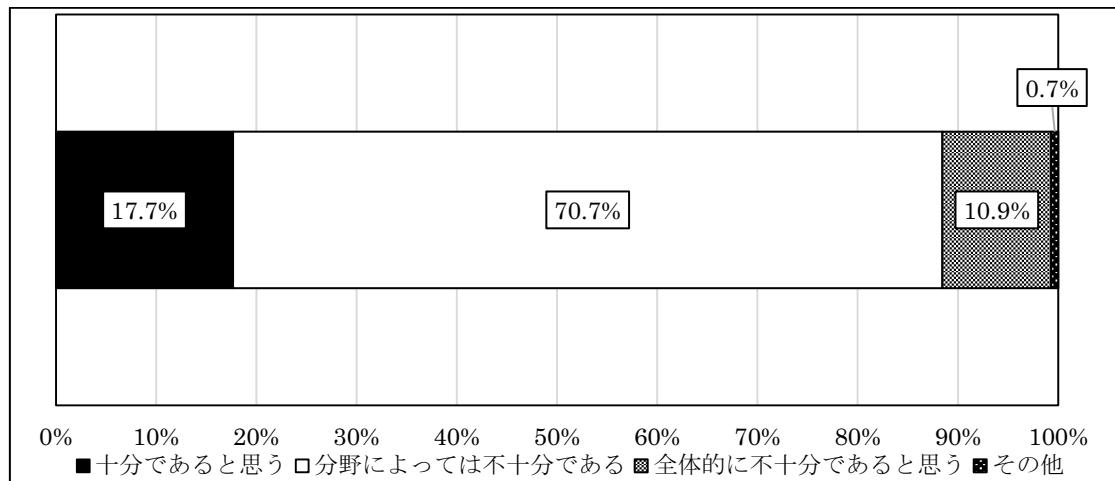
設問2 設問1で「はい」を選んだ人にお聞きします。どのくらい利用していますか。



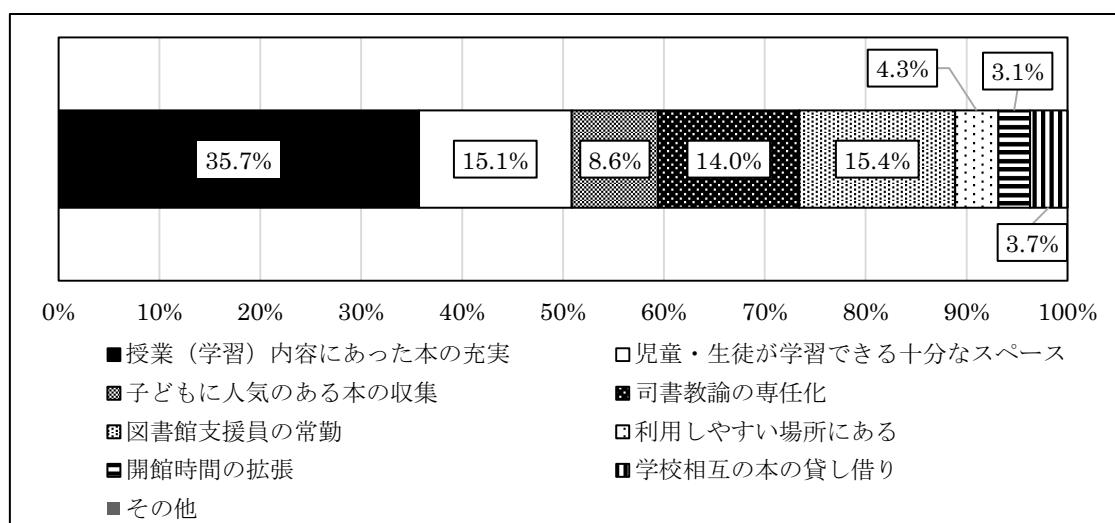
設問3 設問1で「いいえ」を選んだ人にお聞きします。学校図書館を利用しない理由は何ですか。



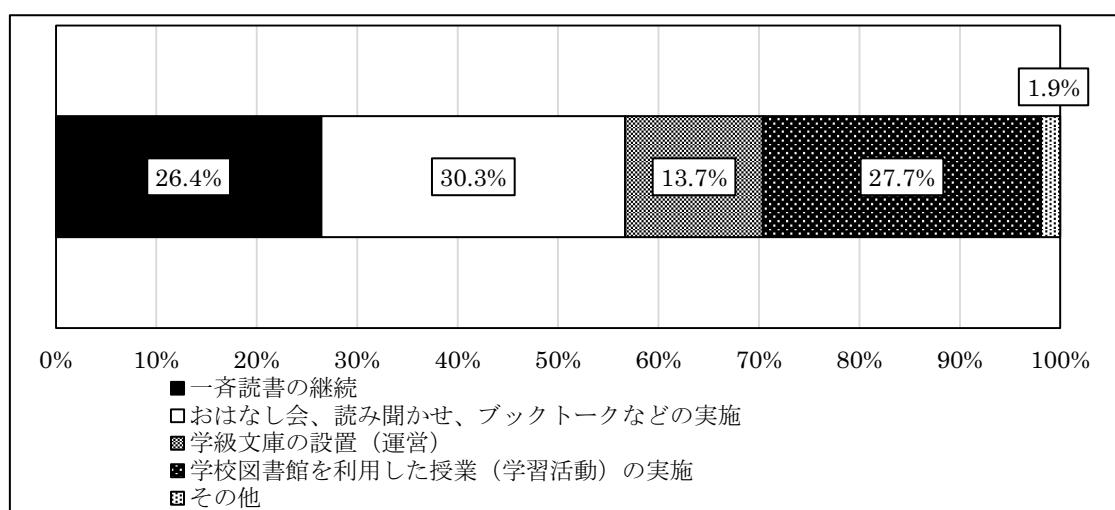
設問4 授業（学習活動）のための本は学校図書館で足りていると思いますか。



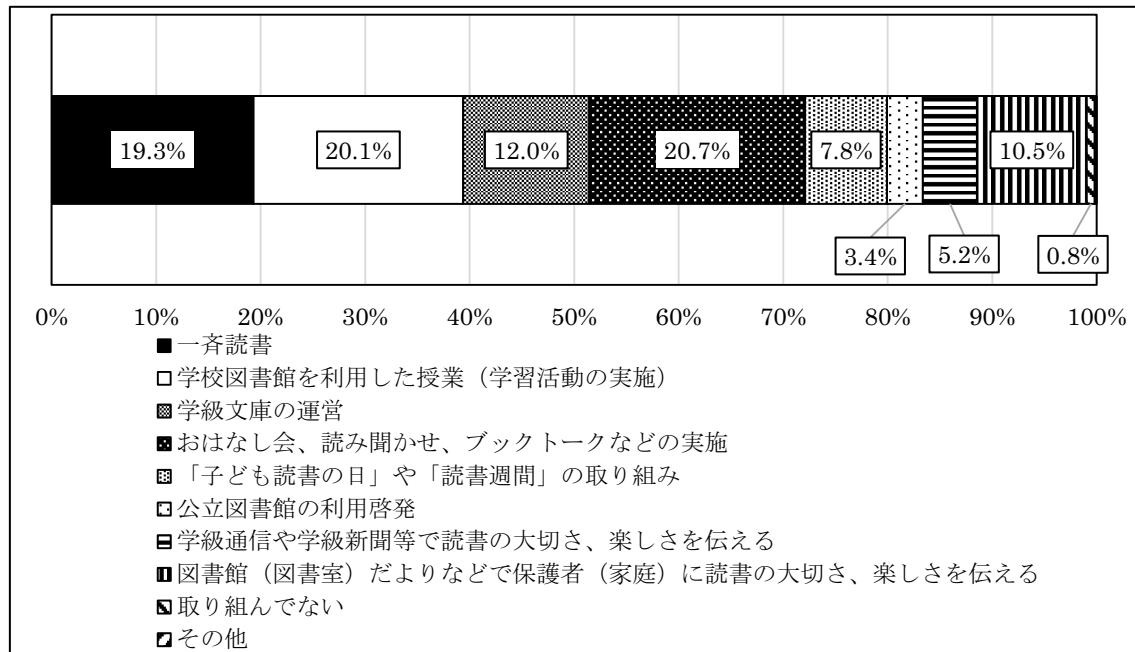
設問5 学校図書館に何を望みますか。（回答は複数可）



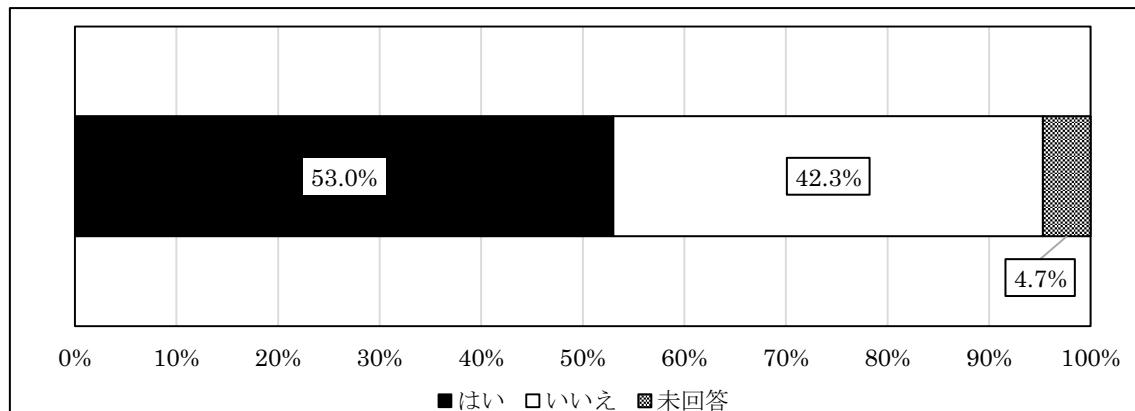
設問6 子どもたちが自ら本に親しむようになるためには、学校では主にどのような取り組みが必要だと思いますか。（回答は複数可）



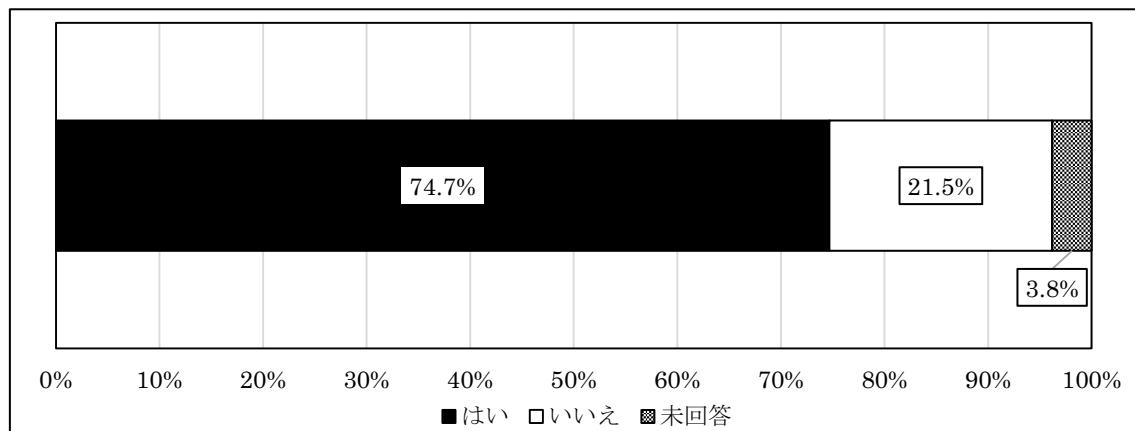
設問7 昨年度、学校で実際に取り組んだことは何ですか。（回答は複数可）



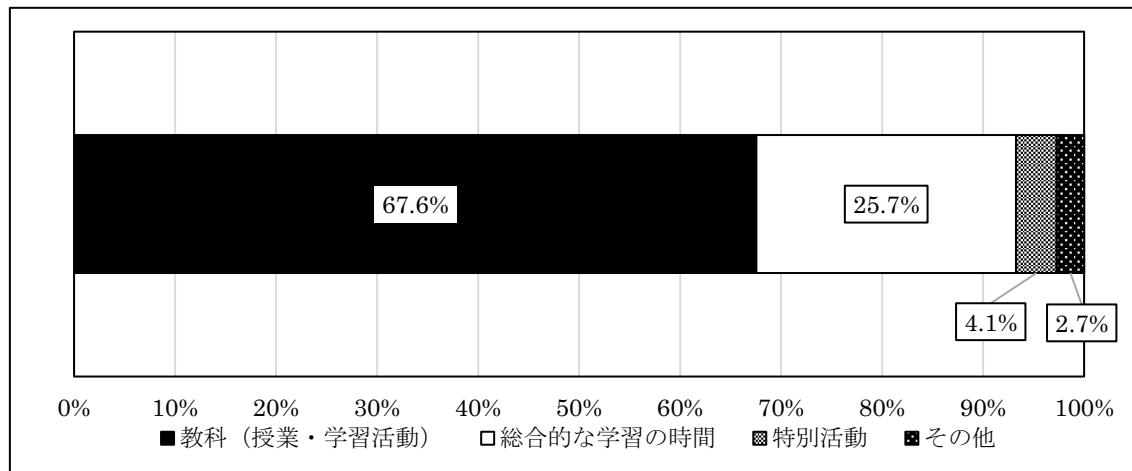
設問8 授業（学習活動）で学校図書館を通して公立図書館を利用したことがありますか。



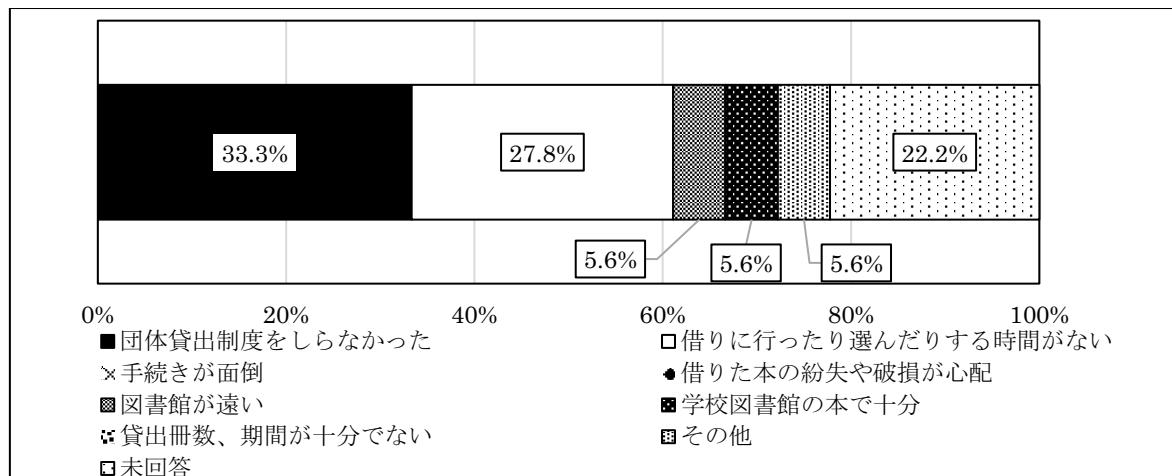
設問9 設問8で「はい」と答えたした方にお聞きします。学校図書館を通して公立図書館の団体貸出制度を利用したことがありますか。



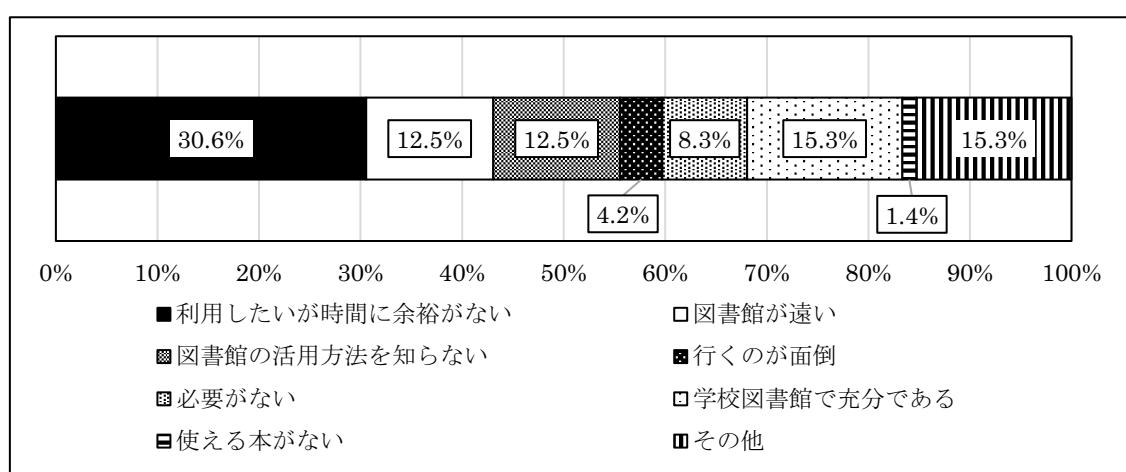
設問 10 質問 9 で「はい」と答えた方にお聞きします。どのような目的で利用しましたか。
(複数回答あり)



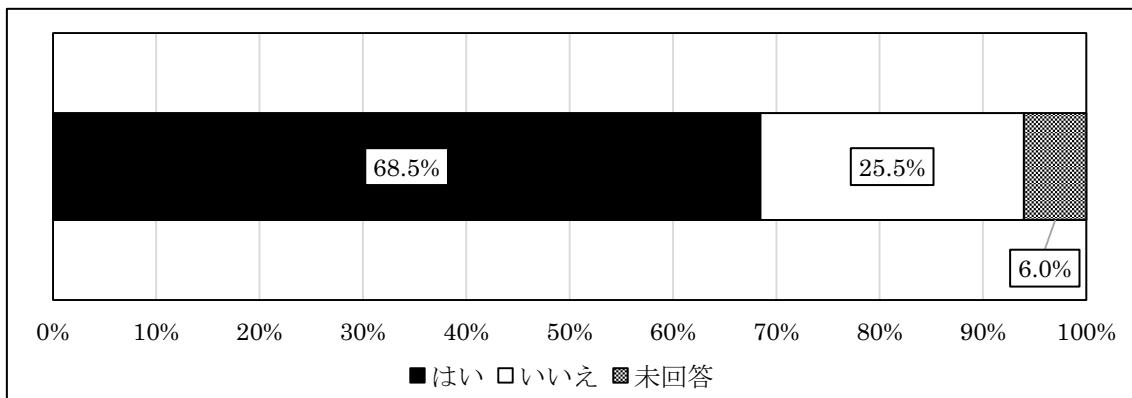
設問 11 質問 9 で「いいえ」と答えた方にお聞きします。団体貸出を利用しない
(しなかった) 理由は何ですか。 (回答は複数可)



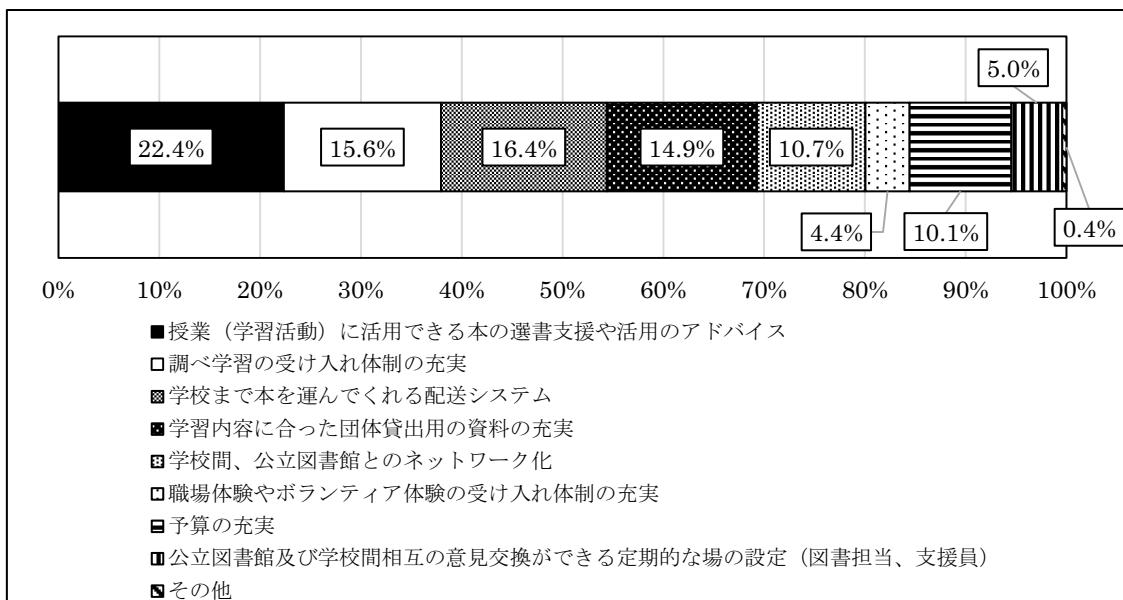
設問 12 質問 8 で「いいえ」と答えた方にお聞きします。授業 (学習活動) で公立図書館を
利用しなかった理由は何ですか。 (回答は複数可)



設問 13 公立図書館に相互貸借制度（図書館同士が自館の図書館にない資料を他の図書館から借りて貸出をする制度）があるのを知っていますか。

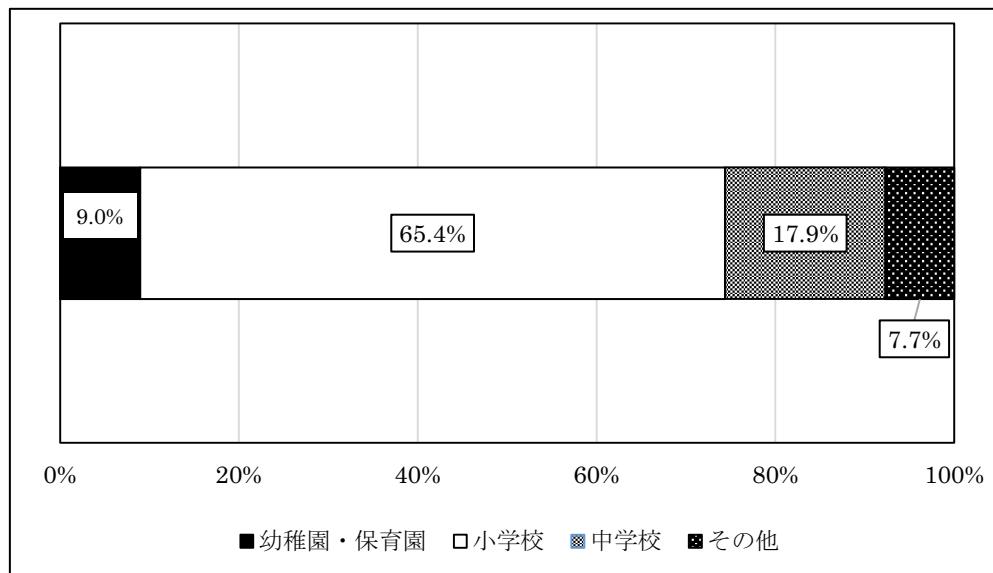


設問 14 学校や学校図書館に対する支援として、公立図書館や行政にどのようなことを期待しますか。（回答は複数可）

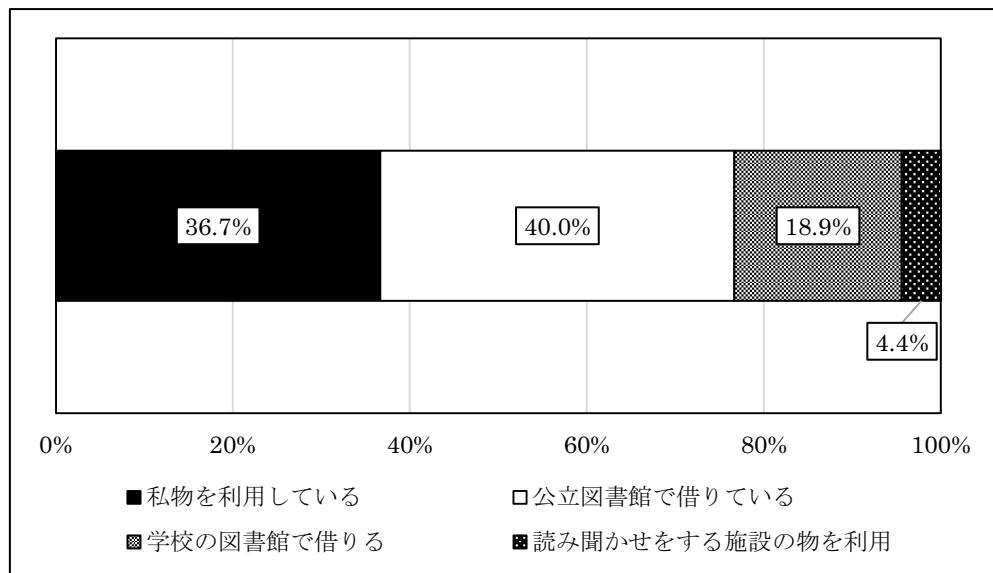


5. 読み聞かせボランティア対象アンケート

設問1 活動場所（幼稚園・保育園・小学校・中学校・その他）（複数回答あり）



設問2 読み聞かせに使う本や紙芝居の入手方法を教えてください。（複数回答あり）



設問3 選書はどのようにしていますか。

- ・季節の行事、天候にそったもの
- ・読みやすい本
- ・子どもの学年になったもの
- ・新聞、雑誌、ネット等からの情報
- ・自分自身で読んでみて面白かった、気に入った本
- ・図書館の方に聞いたり、薦められた本を参考に
- ・先生から薦められたもの
- ・授業内容に関係するもの
- ・研修会で紹介された本を中心に
- ・絵本サークルからの情報で
- ・10分に収まる内容のもの
- ・土地にまつわる民話を中心に
- ・紙芝居を中心
- ・絵の美しい本
- ・子どもたちに選んでもらう

設問4 活動を通して嬉しかったことはどのようなことですか。

- ・感想を言ってくれること
- ・子どもたちと知り合えること
- ・子どもたちが一生懸命・熱心に聞いてくれるとき
- ・反応が良かったとき
- ・子どもたちと一緒にすごせること
- ・学校の外で声をかけられたとき
- ・子どもたちが本に興味をもってくれたとき
- ・読み聞かせた本をあとで読んでくれたと知ったとき
- ・たくさん絵本に出会えたこと
- ・子どもたちとおはなしの世界を共有できしたこと
- ・また来て欲しいと言ってもらったとき
- ・読んだ本を自分でも読んでみたいと言われたとき
- ・本好きの子どもたちが増えたとき
- ・読んだ本を覚えてくれたこと
- ・子どもたちの笑顔が見れたとき

設問5 苦労していることはどのようなことですか。

- ・時間内に終わる本が少ないこと
- ・それぞれの年齢に合う本選び
- ・高学年の本選び
- ・あまり頻繁に行かないところなどで、注意を自分の方に向けてもらえるようにすること
- ・生徒の興味ある内容の本を選ぶこと
- ・反応がないとさみしい
- ・途中で間違ったりすること
- ・子どもたちがおはなしに集中できるための会場の雰囲気づくり

設問6 子どもたちの自発的な読書を促すには、どのようなことが重要だと思われますか。

- ・本の楽しさを伝える人や情報があること
- ・好きな本、楽しい本に出会うこと
- ・本の楽しさを知ること
- ・読んだ本がすぐそばにあること
- ・ブックトーク
- ・まず、映像等で見て、原作に興味を持ってもらう
- ・手近に本のある環境・状況をつくること
- ・充実した図書館（学校）にまず、足を運び、本を手にすること
- ・本に触れる機会（時間）を意識して作ってあげる
- ・私たちボランティアが楽しそうに読み語りに参加していること
- ・見近な人が、本が好きで、読んで楽しんでいる姿を見せること
- ・読み聞かせなど「本って楽しいなあ」と思える機会を増やすこと

設問7 公立図書館・学校等への要望をお聞かせください。

- ・研修会や交流会 意見交換会
- ・話題の図書の購入（蔵書の充実）
- ・絵本の充実（探している本があまりないため）
- ・学校図書館、公立図書館の予算の充実
- ・定期的に本を入れ替えられると良いと思う
- ・図書支援員の常勤
- ・明るいバリアフリーのトイレ
- ・公立図書館は、近くにあると行きやすくなる
- ・ボランティアのネットワーク作り
- ・読み聞かせに行っている学校など、近くでの研修があれば良い

設問8 その他、読書に関することでご意見を自由にお書きください。

- ・本の好きな子どもが増えたと感じます
- ・本が好きな児童が多くなることが大切だと思います。読む時間が毎日あるといいと思います
- ・読み聞かせで、自分が読まないような本に出会ってそこから好きになることが自分にあったので読み聞かせは、大事と思う
- ・どこも聞く態度がすばらしくなりました
- ・読み聞かせ中は、静かに聞いてくれることが多い。時間があと5分ほしい
- ・読み聞かせの時、生徒の真剣な様子が感じられるようになった
- ・読み聞かせの活動は長く続けることが大切である（継続）
- ・読み聞かせの活動を通して、沢山の方と交流を持てました。小学生や中学生とも交流できて良かったです
- ・読書で学ぶことは多いが、SNS等、時間の確保が難しい。幼少時から環境整備が問題
- ・読み聞かせリストを作成して頂けると有難いです
- ・楽しんで読み聞かせ活動をすることが大切
- ・以前に比べ本に向かう児童が増えたと感じる
- ・いろいろなジャンルの本を読むといいなと思います
- ・学校での読み聞かせの時間（10分）だけでなく、本を介したイベントや行事を学校でやってほしい
- ・慣れるまでは、子どもたちの前で読むのは、緊張するのですが、回を重ねる度に樂しくなります。いろんな人に是非挑戦してほしいと思います
- ・小学生の頃に、いろいろな本を読んでほしいと思う。たくさんの本を読むことで、思いやりの心等、心が豊かに成長することにつながると思う

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）

を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
(財政上の措置等)

第十一條 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第三次香美市子ども読書活動推進計画

発行日 : 令和2年●月

発行 : 香美市教育委員会

編集 : 香美市立図書館

TEL : 0887-53-0301

FAX : 0887-53-0307

ホームページ : <http://www.city.kami.lg.jp>